

令和 2 事業年度財務諸表等

令和2事業年度

財 務 諸 表

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

目 次

1	貸借対照表		1
2	行政コスト計算書		3
3	損益計算書		4
4	純資産変動計算書		6
5	キャッシュ・フロー計算書		7
6	利益の処分に関する書類		8
7	重要な会計方針		9

貸借対照表

(令和3年 3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		1,034,040,577
棚卸資産		1,229,159
前払費用		197,402
賞与引当金見返	(注)	419,239,513
未収金		32,976,068
立替金		1,871

流動資産合計

1,487,684,590

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	6,027,154,253	
減価償却累計額	3,590,144,892	
減損損失累計額	594,781	2,436,414,580
構築物	176,190,238	
減価償却累計額	129,023,022	47,167,216
機械及び装置	1,361,595,001	
減価償却累計額	1,276,887,754	84,707,247
車両運搬具	8,979,903	
減価償却累計額	8,979,897	6
工具器具備品	3,039,574,652	
減価償却累計額	2,764,166,785	275,407,867
土地		3,996,703,000

有形固定資産合計

6,840,399,916

2 無形固定資産

商標権		372,560
ソフトウェア		244,731
電話加入権		736,100

無形固定資産合計

1,353,391

3 投資その他の資産

敷金・保証金		8,400,000
退職給付引当金見返	(注)	4,420,561,679
預託金		61,170

投資その他の資産合計

4,429,022,849

固定資産合計

11,270,776,156

資産合計

12,758,460,746

負債の部

I 流動負債

未払金		660,902,130
未払消費税等		737,700
前受金		668,868
預り金		28,651,844
引当金(短期)		
賞与引当金		419,239,513
その他の流動負債		154

流動負債合計

1,110,200,209

II 固定負債

資産見返負債	(注)	
資産見返運営費交付金	435,322,137	
資産見返物品受贈額	77	435,322,214
退職給付引当金		4,420,561,679
環境対策引当金		756,800
資産除去債務		308,656,041

固定負債合計

5,165,296,734

負債合計

6,275,496,943

貸 借 対 照 表

(令和3年 3月31日)

(単位:円)

純資産の部

I 資本金

政府出資金

10,110,145,328

資本金合計

10,110,145,328

II 資本剰余金

資本剰余金

4,676,696,036

その他行政コスト累計額 (注)

△ 8,680,604,605

減価償却相当累計額(一)

△ 5,156,197,481

減損損失相当累計額(一)

△ 5,535,900

利息費用相当累計額(一)

△ 57,087,420

除売却差額相当累計額(一)

△ 3,461,783,804

資本剰余金合計

△ 4,003,908,569

III 利益剰余金

前事業年度繰越積立金 (注)

6,648,251

当期末処分利益 (うち当期総利益 370,078,793)

370,078,793

利益剰余金合計

376,727,044

純資産合計

6,482,963,803

負債純資産合計

12,758,460,746

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

I 損益計算書上の費用

調査指導業務費	5,546,159,926
一般管理費	1,015,082,934
臨時損失	<u>21,422</u>

損益計算上の費用合計	6,561,264,282
------------	---------------

II その他行政コスト

減価償却相当額 (注)	167,444,032
利息費用相当額 (注)	2,968,994
除売却差額相当額 (注)	<u>11,811</u>

その他行政コスト合計	<u>170,424,837</u>
------------	--------------------

III 行政コスト

6,731,689,119

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

(令和2年 4月 1日～令和3年 3月31日)

(単位:円)

I 経常費用

調査指導業務費

給与、賞与及び諸手当	3,686,307,325	
給与及び諸手当	2,693,039,879	
賞与	629,786,788	
賞与引当金繰入	363,480,658	
法定福利費・福利厚生費	529,460,385	
退職金費用	376,208,102	
退職給付費用	376,208,102	
雑給	51,581,187	
外部委託費	67,375,763	
検査試料費	8,730,224	
支払リース料	6,001,526	
賃借料	11,029,523	
減価償却費	102,235,970	
保守・修繕費	258,689,175	
水道光熱費	85,876,887	
旅費交通費	59,267,185	
消耗品費	222,460,431	
備品費	30,264,003	
諸謝金	2,895,404	
支払手数料	3,677,999	
その他業務経費	44,098,837	5,546,159,926

一般管理費

役員報酬	54,822,680	
給与、賞与及び諸手当	599,796,385	
給与及び諸手当	441,265,243	
賞与	102,772,287	
賞与引当金繰入	55,758,855	
法定福利費・福利厚生費	92,586,820	
退職金費用	57,711,278	
退職給付費用	57,711,278	
雑給	3,569,884	
外部委託費	34,422,776	
支払リース料	833,173	
賃借料	8,687,637	
減価償却費	18,806,869	
保守・修繕費	63,457,084	
水道光熱費	56,797,114	
旅費交通費	4,030,964	
消耗品費	3,303,092	
備品費	227,349	
諸謝金	6,425,083	
支払手数料	4,096,692	
その他管理経費	5,508,054	1,015,082,934

経常費用合計

6,561,242,860

損益計算書

(令和2年 4月 1日～令和3年 3月31日)

(単位:円)

Ⅱ 経常収益

運営費交付金収益	(注)	5,911,888,935	
事業収益			
手数料収入		30,873,363	
検定手数料収入		7,035,700	
その他手数料収入		23,837,663	
その他事業収入		<u>10,057,668</u>	40,931,031
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入	(注)		121,042,839
賞与引当金見返に係る収益	(注)		419,239,513
退職給付引当金見返に係る収益	(注)		433,919,380
財務収益			
受取利息			41
雑益			
生命保険手数料収入		493,321	
その他収入		<u>1,714,466</u>	<u>2,207,787</u>
経常収益合計			<u>6,929,229,526</u>
経常利益			<u>367,986,666</u>

Ⅲ 臨時損失

固定資産除却損		31	
固定資産売却損		<u>21,391</u>	
臨時損失合計			<u>21,422</u>

Ⅳ 臨時利益

固定資産売却益		1,533,138	
資産見返運営費交付金戻入	(注)	21,540	
資産見返物品受贈額戻入	(注)	<u>4</u>	
臨時利益合計			<u>1,554,682</u>

Ⅴ 当期純利益

369,519,926

Ⅵ 前事業年度繰越積立金取崩額 (注)

558,867

Ⅶ 当期総利益

370,078,793

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純資産変動計算書

(令和2年 4月 1日～令和3年 3月31日)

(単位:円)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金					Ⅲ 利益剰余金					純資産 合 計
	政 府 出資金	資 本 剰余金	その他行政コスト累計額				資 本 剰余金 合 計	前事業年度 繰越積立金	積立金	当期未処分 利 益		利 益 剰余金 合 計	
			減 価 償 却 相当累計額 (－)	減 損 損 失 相当累計額 (－)	利 息 費 用 相当累計額 (－)	除売却差額 相当累計額 (－)				うち 当期総利益			
当期首残高	10,110,145,328	4,642,155,841	△ 5,013,108,412	△ 5,535,900	△ 54,118,426	△ 3,437,417,030	△ 3,868,023,927	451,954	－	114,508,395	－	114,960,349	6,357,081,750
当期変動額													
Ⅰ 資本剰余金の当期変動額													
固定資産の取得		34,540,195					34,540,195					－	34,540,195
固定資産の除売却			24,354,963			△ 24,366,774	△ 11,811					－	△ 11,811
減価償却			△ 167,444,032				△ 167,444,032					－	△ 167,444,032
時の経過による資産除去債務の増加					△ 2,968,994		△ 2,968,994					－	△ 2,968,994
Ⅱ 利益剰余金の当期変動額													
(1) 利益の処分													
前事業年度からの繰越し								7,207,118	△ 7,207,118			－	－
利益処分による積立								△ 451,954	114,960,349	△ 114,508,395		－	－
国庫納付金の納付									△ 107,753,231			△ 107,753,231	△ 107,753,231
(2) その他													
当期純利益										369,519,926	369,519,926	369,519,926	369,519,926
前事業年度繰越積立金取崩額								△ 558,867		558,867	558,867	－	－
当期変動額合計	－	34,540,195	△ 143,089,069	－	△ 2,968,994	△ 24,366,774	△ 135,884,642	6,196,297	－	255,570,398	370,078,793	261,766,695	125,882,053
当期末残高	10,110,145,328	4,676,696,036	△ 5,156,197,481	△ 5,535,900	△ 57,087,420	△ 3,461,783,804	△ 4,003,908,569	6,648,251	－	370,078,793	370,078,793	376,727,044	6,482,963,803

キャッシュ・フロー計算書

(令和2年 4月 1日～令和3年 3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	人件費支出	△ 5,599,911,789
	その他の業務支出	△ 999,502,659
	運営費交付金収入	6,873,178,000
	検定手数料収入	6,612,500
	その他事業収入	32,631,192
	その他収入	2,199,765
	小計	315,207,009
	利息の受取額	41
	国庫納付金の支払額	△ 107,753,231
	業務活動によるキャッシュ・フロー	207,453,819
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 89,955,829
	有形固定資産の売却による収入	1,533,261
	施設費による収入	1,650,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 86,772,568
III	資金増加額	120,681,251
IV	資金期首残高	913,359,326
V	資金期末残高	1,034,040,577

利益の処分に関する書類

(令和3年6月15日)

(単位:円)

I 当期未処分利益	370,078,793
-----------	-------------

当期総利益	370,078,793
-------	-------------

II 積立金振替額	6,648,251
-----------	-----------

前事業年度繰越積立金	6,648,251
------------	-----------

III 利益処分数額	
------------	--

積立金	<u>376,727,044</u>	<u>376,727,044</u>
-----	--------------------	--------------------

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和２年３月２６日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和２年６月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しています。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しています。

なお、管理部門の活動については、期間進行基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２年～５０年
構築物	２年～６０年
機械及び装置	３年～３０年
車両運搬具	６年
工具器具備品	２年～２０年

耐用年数については、法人税法に規定する基準に従っています。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第８７第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第９１）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

（２）無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数は以下のとおりです。

特許権	８年
商標権	１０年
ソフトウェア	５年

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当該事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しています。

4. 退職給付に係る引当金の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しています。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しており、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しています。

5. 環境対策引当金の計上基準

P C B（ポリ塩化ビフェニル）の処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

6. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価基準を採用しています。

7. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。

注記事項

(貸借対照表関係)

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額

△5,251,621,621 円

(行政コスト計算書関係)

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	6,731,689,119 円
自己収入等	△44,671,997 円
機会費用	325,052,008 円
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	7,012,069,130 円

2. 機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体の国有財産の無償使用料による機会費用の計算方法

当法人が無償使用している国有財産の機会費用は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づき定められている「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号大蔵省管財局長）により使用料を算定しています。

(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用は、資本剰余金相当額を含めた政府出資等の純資産額に令和3年3月31日における10年利付国債の当期末利回りである0.120%で計算しています。

(3) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しています。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

資金の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	1,034,040,577 円
資金期末残高	1,034,040,577 円

(金融商品の時価等に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、主に国から交付される運営費交付金、施設整備費補助金等により資金を調達しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,034,040,577	1,034,040,577	—
(2) 未収金	32,976,068	32,976,068	—
(3) 未払金(※)	(660,902,130)	(660,902,130)	(—)

(※) 負債に計上されているものは、()で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 未収金

未収金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務の内容

単独庁舎及び合同庁舎の使用許諾契約等に基づく原状回復義務、土壌汚染対策法に基づく調査費用及び石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用です。

2. 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

見込み期間 9年～49年

割引率 1.209%～2.302%

3. 資産除去債務の総額の期中における増減内容

期首残高	305,687,047 円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一円
時の経過による調整額	2,968,994 円
資産除去債務の履行による減少額	一円
その他増減額（△は減少）	一円
期末残高	<u>308,656,041 円</u>

（積立金の国庫納付等）

1. 前事業年度の前事業年度繰越積立金期末残高は 451,954 円であり、これに前事業年度の当期末処分利益 114,508,395 円を加えると、積立金 114,960,349 円となります。
2. この積立金 114,960,349 円のうち、当事業年度の業務の財源として繰越の承認を受けた額は 7,207,118 円であり、差し引き 107,753,231 円については国庫に納付しました。

（退職給付に係る注記）

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	4,407,555,892 円
退職給付費用	433,919,380 円
退職給付の支払額	<u>△420,913,593 円</u>
期末における退職給付引当金	<u>4,420,561,679 円</u>

（2）退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	433,919,380 円
----------------	---------------

3. 退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、31,958,047 円でした。

令和2事業年度

附属明細書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

目 次

1	固定資産の取得、処分、減価償却費 （「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」 及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等 の会計処理」による減価償却相当額も含む。）及び減損 損失累計額の明細	1
2	棚卸資産の明細	3
3	引当金の明細	4
4	退職給付引当金の明細	5
5	資産除去債務の明細	6
6	資本剰余金の明細	7
7	運営費交付金債務及び当期振替額等の明細	8
8	運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細	9
9	役員及び職員の給与の明細	10
10	セグメント情報	11
11	主な資産及び負債の明細	13

1 固定資産の取得、処分、減価償却費(「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)及び減損損失累計額の明細

(単位:円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差 引 当期末残高	摘 要
							当期償却額		当期減損額		
有形固定資産 (減価償却費)	建 物	407,069,223	3,338,500	-	410,407,723	299,942,968	21,051,694	594,781	-	109,869,974	
	構築物	21,153,320	-	-	21,153,320	6,490,833	471,120	-	-	14,662,487	
	機械及び装置	210,010,061	9,361,000	537,351	218,833,710	181,544,386	7,085,816	-	-	37,289,324	
	車両運搬 具	10,700,718	-	1,721,575	8,979,143	8,979,138	-	-	-	5	
	工具器具備品	2,483,440,634	102,746,600	197,256,554	2,388,930,680	2,116,047,544	90,940,828	-	-	272,883,136	
	計	3,132,373,956	115,446,100	199,515,480	3,048,304,576	2,613,004,869	119,549,458	594,781	-	434,704,926	
有形固定資産 (減価償却相当額)	建 物	5,617,486,175	-	739,645	5,616,746,530	3,290,201,924	156,483,762	-	-	2,326,544,606	
	構築物	155,036,918	-	-	155,036,918	122,532,189	4,512,595	-	-	32,504,729	
	機械及び装置	1,130,774,889	34,540,195	22,553,793	1,142,761,291	1,095,343,368	6,083,331	-	-	47,417,923	
	車両運搬 具	760	-	-	760	759	-	-	-	1	
	工具器具備品	651,705,498	-	1,061,526	650,643,972	648,119,241	364,344	-	-	2,524,731	
	計	7,555,004,240	34,540,195	24,354,964	7,565,189,471	5,156,197,481	167,444,032	-	-	2,408,991,990	
非償却資産	土 地	3,996,703,000	-	-	3,996,703,000	-	-	-	-	3,996,703,000	
	計	3,996,703,000	-	-	3,996,703,000	-	-	-	-	3,996,703,000	
有形固定資産合計	建 物	6,024,555,398	3,338,500	739,645	6,027,154,253	3,590,144,892	177,535,456	594,781	-	2,436,414,580	
	構築物	176,190,238	-	-	176,190,238	129,023,022	4,983,715	-	-	47,167,216	
	機械及び装置	1,340,784,950	43,901,195	23,091,144	1,361,595,001	1,276,887,754	13,169,147	-	-	84,707,247	
	車両運搬 具	10,701,478	-	1,721,575	8,979,903	8,979,897	-	-	-	6	
	工具器具備品	3,135,146,132	102,746,600	198,318,080	3,039,574,652	2,764,166,785	91,305,172	-	-	275,407,867	
	土 地	3,996,703,000	-	-	3,996,703,000	-	-	-	-	3,996,703,000	
	計	14,684,081,196	149,986,295	223,870,444	14,610,197,047	7,769,202,350	286,993,490	594,781	-	6,840,399,916	
無形固定資産 (減価償却費)	特許権	483,945	-	-	483,945	483,945	9,754	-	-	-	
	商標権	442,632	-	-	442,632	70,072	44,256	-	-	372,560	
	ソフトウェア	13,805,964	-	-	13,805,964	13,561,233	1,439,371	-	-	244,731	
	計	14,732,541	-	-	14,732,541	14,115,250	1,493,381	-	-	617,291	
非償却資産	電 話加入権	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	5,535,900	-	736,100	
	計	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	5,535,900	-	736,100	
無形固定資産合計	特許権	483,945	-	-	483,945	483,945	9,754	-	-	-	
	商標権	442,632	-	-	442,632	70,072	44,256	-	-	372,560	
	ソフトウェア	13,805,964	-	-	13,805,964	13,561,233	1,439,371	-	-	244,731	
	電 話加入権	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	5,535,900	-	736,100	
	計	21,004,541	-	-	21,004,541	14,115,250	1,493,381	5,535,900	-	1,353,391	
投資その他の資産 (注)	敷金・保証金	8,400,000	-	-	8,400,000	-	-	-	-	8,400,000	
	預託金	72,980	-	11,810	61,170	-	-	-	-	61,170	
	計	8,472,980	-	11,810	8,461,170	-	-	-	-	8,461,170	

<注記>

1. 当期における資産の取得財源は次のとおりとなっています。

- (1) 資産の種類が有形固定資産(減価償却費) : 運営費交付金
- (2) 資産の種類が有形固定資産(減価償却相当額) : 施設整備費補助金

2. 当期における資産の増減の主なものは次のとおりとなっています。

(1) 有形固定資産(減価償却費)

増 加 :	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	13,053,370 円
	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	12,356,630 円
	プロキシサーバ	工具器具備品	10,120,000 円
減 少 :	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	26,985,000 円
	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	22,984,500 円
	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	16,331,700 円
	Lanシステム用サーバ	工具器具備品	14,222,250 円
	PCR定量システム	工具器具備品	12,724,530 円

(2) 有形固定資産(減価償却相当額)

増 加 :	ドラフトチャンバー	機械及び装置	34,540,195 円
減 少 :	恒温恒湿ユニット	機械及び装置	20,949,600 円
	ドラフトチャンバー	機械及び装置	1,604,193 円

3. 投資その他の資産には、退職給付引当金見返が含まれますが、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目のため、明細には含めていません。

2 棚卸資産の明細

(単位:円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯 蔵 品	1,658,371	-	-	429,212	-	1,229,159	
計	1,658,371	-	-	429,212	-	1,229,159	

3 引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	424,929,372	419,239,513	424,929,372	-	419,239,513	
環境対策引当金	1,572,076	-	815,276	-	756,800	
計	426,501,448	419,239,513	425,744,648	-	419,996,313	

4 退職給付引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	4,407,555,892	433,919,380	420,913,593	4,420,561,679	
退職一時金に係る債務	4,407,555,892	433,919,380	420,913,593	4,420,561,679	
退職給付引当金	4,407,555,892	433,919,380	420,913,593	4,420,561,679	

5 資産除去債務の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
使用許諾契約等に基づく原状回復義務	295,155,593	2,745,436	-	297,901,029	当期増加額は全て独立行政法人会計基準第91による特定の除去費用等である。
土壌汚染対策法に基づく調査費用	9,614,409	216,312	-	9,830,721	当期増加額は全て独立行政法人会計基準第91による特定の除去費用等である。
石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用	917,045	7,246	-	924,291	当期増加額は全て独立行政法人会計基準第91による特定の除去費用等である。
計	305,687,047	2,968,994	-	308,656,041	

6 資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
運営費交付金	8,490,310	-	-	8,490,310	
施設費	4,627,617,531	34,540,195	-	4,662,157,726	固定資産(機械及び装置)の取得による増加
無償譲与	6,048,000	-	-	6,048,000	
計	4,642,155,841	34,540,195	-	4,676,696,036	

7 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(1)運営費交付金債務の増減の明細 (単位:円)

期首残高	当 期 交 付 額	当期振替額					引当金見返 との相殺額	期末残高
		運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建設仮勘定見返 運営費交付金	資本剰余金	小 計		
-	6,873,178,000	5,911,888,935	115,446,100	-	-	6,027,335,035	845,842,965	-

(2)運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細
① 運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細 (単位:円)

区 分		運営費交付金収益	費 用	運営費交付金の主な使途 主な使途
業務達成基準 による振替額	肥料及び土壌改良資 材関係業務	497,023,564	456,425,106	人件費:409,768,794円、消耗品費:16,842,006円、保守・修繕費:16,582,837円、 旅費交通費:5,453,771円、外部委託費:2,074,321円、その他:5,703,377円
	農業関係業務	888,715,492	811,733,671	人件費:720,495,614円、消耗品費:33,953,483円、保守・修繕費:33,091,040円、 旅費交通費:8,289,699円、外部委託費:4,716,819円、その他:11,187,016円
	飼料及び飼料添加物 関係業務	720,016,650	651,935,039	人件費:563,188,586円、消耗品費:43,956,827円、保守・修繕費:26,223,886円、 旅費交通費:6,396,632円、外部委託費:2,380,831円、その他:9,788,277円
	食品表示の監視に関 する業務	1,187,888,204	1,106,935,073	人件費:969,539,845円、消耗品費:66,504,890円、保守・修繕費:39,977,474円、 旅費交通費:8,781,979円、外部委託費:2,948,740円、その他:19,182,145円
	日本農林規格、農林 水産物及び食品の輸 出促進等に関する業 務	893,736,675	831,494,569	人件費:754,805,080円、消耗品費:16,374,002円、保守・修繕費:29,419,059円、 旅費交通費:8,854,560円、外部委託費:3,269,311円、その他:18,772,557円
	食品の安全性に関す るリスク管理に資す るための有害物質の分 析業務	142,832,787	126,390,203	人件費:99,805,572円、消耗品費:19,345,485円、保守・修繕費:3,848,752円、 旅費交通費:21,435円、外部委託費:303,547円、その他:3,065,412円
	その他の業務	404,173,954	381,106,657	人件費:342,190,534円、消耗品費:2,317,914円、保守・修繕費:13,246,115円、 旅費交通費:2,145,338円、外部委託費:5,802,330円、その他:15,404,426円
期間進行基準による振替額		1,177,501,609	1,178,020,137	人件費:692,107,208円、水道光熱費:126,939,745円、保守・修繕費:155,792,475円、 外部委託費:78,221,827円、消耗品費:19,963,390円、旅費交通費:16,996,770円、 その他:87,998,722円
うち損益計算書等の経常費用にお ける調査指導業務費への振替額		294,986,694	296,724,981	水道光熱費:70,142,631円、保守・修繕費:92,335,391円、外部委託費:43,799,051円、 消耗品費:16,660,298円、旅費交通費:12,965,806円、その他:60,821,804円
合 計		5,911,888,935	5,544,040,455	

② 資産見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細 (単位:円)

セ グ メ ン ト	振替額	資産見返運営費交付金への振替 主な使途	資本剰余金への振替	
			振替額	主な使途
肥料及び土壌改良資材関係業務	31,496,082	建物附属設備	348,149円	
		工具器具備品	31,147,933円	-
農業関係業務	6,175,559	建物附属設備	615,478円	
		工具器具備品	5,560,081円	-
飼料及び飼料添加物関係業務	20,012,435	建物附属設備	491,139円	
		工具器具備品	19,521,296円	-
食品表示の監視に関する業務	37,527,593	建物附属設備	845,504円	
		工具器具備品	36,682,089円	-
日本農林規格、農林水産物及び食品の 輸出促進等に関する業務	7,900,245	建物附属設備	652,780円	
		機械及び装置	1,023,000円	-
		工具器具備品	6,224,465円	
食品の安全性に関するリスク管理に資 するための有害物質の分析業務	10,619,977	建物附属設備	87,037円	
		機械及び装置	8,338,000円	-
		工具器具備品	2,194,940円	
その他の業務	1,714,209	建物附属設備	298,413円	
		工具器具備品	1,415,796円	-
法人共通	-		-	-
合 計	115,446,100		-	

(3)引当金見返との相殺額の明細 (単位:円)

セ グ メ ン ト	相殺額	引当金見返との相殺 主な相殺額の内訳	
肥料及び土壌改良資材関係業務	76,299,131	賞与引当金見返	38,330,687円
		退職給付引当金見返	37,968,444円
農業関係業務	134,885,964	賞与引当金見返	67,763,179円
		退職給付引当金見返	67,122,785円
飼料及び飼料添加物関係業務	107,636,274	賞与引当金見返	54,073,648円
		退職給付引当金見返	53,562,626円
食品表示の監視に関する業務	185,297,889	賞与引当金見返	93,088,811円
		退職給付引当金見返	92,209,078円
日本農林規格、農林水産物及び食品の 輸出促進等に関する業務	143,060,871	賞与引当金見返	71,870,038円
		退職給付引当金見返	71,190,833円
食品の安全性に関するリスク管理に資 するための有害物質の分析業務	19,074,783	賞与引当金見返	9,582,672円
		退職給付引当金見返	9,492,111円
その他の業務	65,399,253	賞与引当金見返	32,854,872円
		退職給付引当金見返	32,544,381円
法人共通	114,188,800	賞与引当金見返	57,365,465円
		退職給付引当金見返	56,823,335円
合 計	845,842,965		

8 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

施設費の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	その他	
令和2年度施設整備費補助金	34,540,195	-	34,540,195	-	
計	34,540,195	-	34,540,195	-	

9 役員及び職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(1,162)	(1)	-	-
	59,758	5	-	-
職 員	(55,151)	(19)	-	-
	4,231,133	629	420,914	23
合 計	(56,313)	(20)	-	-
	4,290,892	634	420,914	23

<注記>

1. 役員に対する報酬等の支給基準

役員に対する報酬等は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当法人の業務の実績及び人件費見積りその他の事情を考慮して定めた「独立行政法人農林水産消費安全技術センター役員給与規程」及び「役員退職手当支給規程」に基づき支給しています。

2. 職員に対する給与の支給基準

職員に対する給与の支給は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当法人の業務の実績及び人件費見積りその他の事情を考慮して定めた「独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程」に基づき支給しています。

3. 職員の給与の支給人員の算定方法

年間平均支給人員数で算定しています。

4. 非常勤の役員又は職員がいる場合の記載方法

外数として()で記載しています。

5. その他

(1)上記明細は、当年度に支給した金額であるため、損益計算書上の役員報酬及び職員給与の額とは一致しません。

(2)千円未満を四捨五入して記載しています。

10 セグメント情報

(単位:円)

	肥料及び土壌改良資材関係業務	農業関係業務	飼料及び飼料添加物関係業務	食品表示の監視に関する業務	日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	その他の業務	計	法人共通	合 計
I 行政コスト										
損益計算書上の費用合計	580,376,884	1,037,016,484	861,855,869	1,397,201,537	1,034,509,798	165,738,307	469,482,451	5,546,181,330	1,015,082,952	6,561,264,282
その他行政コスト										
減価償却相当額	7,433,926	49,666,903	9,369,470	9,443,181	6,295,949	940,668	1,991,915	85,142,012	82,302,020	167,444,032
利息費用相当額	77,078	148,470	108,735	10,386	8,019	1,069	3,665	357,422	2,611,572	2,968,994
除売却差額相当額	1	-	-	-	-	-	-	1	11,810	11,811
その他行政コスト合計	7,511,005	49,815,373	9,478,205	9,453,567	6,303,968	941,737	1,995,580	85,499,435	84,925,402	170,424,837
行政コスト	587,887,889	1,086,831,857	871,334,074	1,406,655,104	1,040,813,766	166,680,044	471,478,031	5,631,680,765	1,100,008,354	6,731,689,119
II 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	615,673,796	1,138,102,339	874,692,469	1,477,797,139	1,095,644,835	174,027,309	495,098,800	5,871,036,687	1,141,032,443	7,012,069,130
III 事業費用、事業収益及び事業損益										
事業費用	580,376,884	1,037,016,484	861,834,477	1,397,201,529	1,034,509,797	165,738,307	469,482,448	5,546,159,926	1,015,082,934	6,561,242,860
調査指導業務費	580,376,884	1,037,016,484	861,834,477	1,397,201,529	1,034,509,797	165,738,307	469,482,448	5,546,159,926	-	5,546,159,926
一般管理費	-	-	-	-	-	-	-	-	1,015,082,934	1,015,082,934
事業収益	619,870,557	1,104,546,002	921,943,791	1,483,875,022	1,105,436,347	175,505,327	501,052,735	5,912,229,781	1,016,999,745	6,929,229,526
運営費交付金収益	527,785,677	943,098,514	763,413,202	1,262,596,194	951,415,638	150,523,316	430,541,479	5,029,374,020	882,514,915	5,911,888,935
事業収益	1,537,000	-	37,551,073	-	273,104	-	1,569,854	40,931,031	-	40,931,031
資産見返負債戻入	13,410,877	25,080,286	12,161,242	33,946,106	9,115,725	5,697,761	2,823,973	102,235,970	18,806,869	121,042,839
賞与引当金見返に係る収益	37,904,873	67,010,401	53,472,947	92,054,692	71,071,637	9,476,218	32,489,890	363,480,658	55,758,855	419,239,513
退職給付引当金見返に係る収益	39,232,130	69,356,801	55,345,327	95,278,030	73,560,243	9,808,032	33,627,539	376,208,102	57,711,278	433,919,380
財務収益	-	-	-	-	-	-	-	-	41	41
雑益	-	-	-	-	-	-	-	-	2,207,787	2,207,787
事業損益	39,493,673	67,529,518	60,109,314	86,673,493	70,926,550	9,767,020	31,570,287	366,069,855	1,916,811	367,986,666
IV 臨時損益等										
臨時損失	-	-	21,392	8	1	-	3	21,404	18	21,422
固定資産除却損	-	-	1	8	1	-	3	13	18	31
固定資産売却損	-	-	21,391	-	-	-	-	21,391	-	21,391
臨時利益	66,154	685,180	571,592	231,419	316	-	3	1,554,664	18	1,554,682
固定資産売却益	66,153	685,177	550,098	231,395	315	-	-	1,533,138	-	1,533,138
資産見返運営費交付金戻入	1	3	21,493	22	1	-	3	21,523	17	21,540
資産見返物品受贈額戻入	-	-	1	2	-	-	-	3	1	4
当期純損益	39,559,827	68,214,698	60,659,514	86,904,904	70,926,865	9,767,020	31,570,287	367,603,115	1,916,811	369,519,926
前事業年度繰越積立金取崩額	89,994	23,903	371,814	32,836	25,351	3,380	11,589	558,867	-	558,867
当期総損益	39,649,821	68,238,601	61,031,328	86,937,740	70,952,216	9,770,400	31,581,876	368,161,982	1,916,811	370,078,793
V 総資産	734,931,833	1,952,793,870	928,703,687	1,606,180,994	1,183,427,861	181,512,268	531,352,820	7,118,903,333	5,639,557,413	12,758,460,746
土地	74,349,289	70,978,207	56,639,175	97,505,415	75,279,916	10,037,322	34,413,676	419,203,000	3,577,500,000	3,996,703,000
建物	66,635,739	839,801,223	72,125,836	99,814,328	72,151,641	11,764,553	27,699,767	1,189,993,087	1,246,421,493	2,436,414,580
構築物	3,356,116	31,135,608	3,410,390	2,224,109	1,717,145	228,953	784,978	42,857,299	4,309,917	47,167,216
機械及び装置	5,719,379	23,395,275	8,791,363	15,530,041	13,107,005	13,919,192	3,185,331	83,647,586	1,059,661	84,707,247
車両運搬具	-	-	-	-	-	-	1	1	5	6
工具器具備品	50,280,112	43,073,393	33,600,640	94,071,754	19,412,009	12,043,904	7,491,886	259,973,698	15,434,169	275,407,867
無形固定資産	-	244,728	-	-	372,560	-	2	617,290	736,101	1,353,391
投資その他の資産	399,678,046	706,573,688	563,831,529	970,646,683	749,396,337	99,919,511	342,581,182	3,832,626,976	596,395,873	4,429,022,849
現金及び預金	93,491,133	165,278,966	131,889,276	227,049,893	175,295,873	23,372,783	80,135,256	896,513,180	137,527,397	1,034,040,577
その他（注）	41,422,019	72,312,782	58,415,478	99,338,771	76,695,375	10,226,050	35,060,741	393,471,216	60,172,797	453,644,013

〈注記〉

1. 事業の種類区分方法
年度目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。
2. 各区分の主要な業務
 - (1) 農業生産資材における安全の確保等に関する業務
 - ① 肥料及び土壌改良資材関係業務
 - ② 農薬関係業務
 - ③ 飼料及び飼料添加物関係業務
 - (2) 食品表示の監視及び日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務
 - ① 食品表示の監視に関する業務
 - ② 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務
 - (3) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務
 - (4) その他の業務
3. 行政コストのうち、法人共通については、事業以外の配賦不能コストとして1,100,008,354円を計上しています。
4. 事業収益には臨時収益が含まれていません。
5. 事業費用のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能費用として1,015,082,934円を計上しています。
6. 事業収益のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能収益として1,016,999,745円を計上しています。
7. 臨時損失のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能損失として18円を計上しています。
8. 臨時利益のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能利益として18円を計上しています。
9. 総資産のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能資産として5,639,557,413円を計上しています。
10. (注)総資産の「その他」は、棚卸資産、前払費用、賞与引当金見返、未収金及び立替金の合計額です。

11 主な資産及び負債の明細

(1) 現金及び預金 (単位: 円)

摘 要	金 額
普通預金	1,034,039,331
当座預金	1,246
計	1,034,040,577

(2) 未収金 (単位: 円)

摘 要	金 額
施設整備費補助金	32,890,195
その他	85,873
計	32,976,068

(3) 未払金 (単位: 円)

摘 要	金 額
人件費の類	421,365,367
物品購入の類	35,148,459
その他(光熱費・旅費・役務費)	204,388,304
計	660,902,130

(4) 資産見返運営費交付金 (単位: 円)

摘 要	期首残高	当期増加額	当期減少額	減価償却相当額	減損損失相当額	差引期末残高
建物	127,583,168	3,338,500	-	21,051,694	-	109,869,974
構築物	15,133,607	-	-	471,120	-	14,662,487
機械及び装置	35,014,137	9,361,000	-	7,085,816	-	37,289,321
車両運搬具	6	-	1	-	-	5
工具器具備品	261,098,826	102,746,600	21,539	90,940,828	-	272,883,059
特許権	9,754	-	-	9,754	-	-
商標権	416,816	-	-	44,256	-	372,560
ソフトウェア	1,684,102	-	-	1,439,371	-	244,731
計	440,940,416	115,446,100	21,540	121,042,839	-	435,322,137

(5) その他

肥料の登録及び農薬の登録、登録票の書替等に係る受付及び調査は当法人で行っていますが、手数料の納付方法は収入印紙により納付することとなっていることから、当法人の収入とはならず国の歳入となっており、これらは財務諸表上には全く現れません。

①肥料の登録に係る受付及び調査	37,647,900円 (令和2年度 収入印紙での納付合計額)
②農薬の登録、登録票の書替等に係る受付及び調査	314,392,900円 (令和2年度 収入印紙での納付合計額)
計	352,040,800円

令和2事業年度

決算報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

令和２年度決算報告書

(単位：円)																				
区 分	肥料及び土壌改良資材関係業務				農業関係業務				飼料及び飼料添加物関係業務				食品表示の監視に関する業務				日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																				
運営費交付金	642,786,000	642,786,000	-		1,135,685,000	1,135,685,000	-		908,938,000	908,938,000	-		1,504,078,000	1,504,078,000	-		1,041,042,000	1,041,042,000	-	
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
受託収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
諸収入	1,862,000	1,769,584	92,416		-	411,175	△ 411,175		34,755,000	37,879,182	△ 3,124,182		-	564,846	△ 564,846		400,000	709,199	△ 309,199	
検査等手数料収入	-	-	-		-	-	-		16,493,000	23,627,523	△ 7,134,523	※A	-	-	-		400,000	210,140	189,860	※B
検定手数料収入	-	-	-		-	-	-		8,279,000	7,035,700	1,243,300	※C	-	-	-		-	-	-	
講習事業収入	-	-	-		-	-	-		8,040,000	5,080,000	2,960,000	※D	-	-	-		-	-	-	
その他の収入	1,862,000	1,769,584	92,416		-	411,175	△ 411,175		1,943,000	2,135,959	△ 192,959		-	564,846	△ 564,846		-	499,059	△ 499,059	
前年度よりの繰越金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
計	644,648,000	644,555,584	92,416		1,135,685,000	1,136,096,175	△ 411,175		943,693,000	946,817,182	△ 3,124,182		1,504,078,000	1,504,642,846	△ 564,846		1,041,442,000	1,041,751,199	△ 309,199	
支出																				
業務経費	79,989,000	92,448,338	△ 12,459,338	※F	142,664,000	122,786,363	19,877,637	※G	184,323,000	154,371,942	29,951,058	※G	189,786,000	170,811,138	18,974,862	※G	77,627,000	83,736,698	△ 6,109,698	※F
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
受託経費	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
一般管理費	31,577,000	31,170,684	406,316		55,532,000	55,105,317	426,683		42,466,000	43,972,930	△ 1,506,930		73,497,000	75,700,233	△ 2,203,233		53,899,000	58,445,033	△ 4,546,033	
人件費	533,082,000	485,177,041	47,904,959		937,489,000	857,723,697	79,765,303		716,904,000	684,446,183	32,457,817		1,240,795,000	1,178,287,099	62,507,901		909,916,000	909,706,951	209,049	
計	644,648,000	608,796,063	35,851,937		1,135,685,000	1,035,615,377	100,069,623		943,693,000	882,791,055	60,901,945		1,504,078,000	1,424,798,470	79,279,530		1,041,442,000	1,051,888,682	△ 10,446,682	

区 分	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務				その他の業務				法人共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																
運営費交付金	191,127,000	191,127,000	-		485,867,000	485,867,000	-		963,655,000	963,655,000	-		6,873,178,000	6,873,178,000	-	
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		36,486,000	34,540,195	1,945,805		36,486,000	34,540,195	1,945,805	
受託収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
諸収入	-	58,146	△ 58,146		4,816,000	1,769,212	3,046,788		1,628,000	1,510,776	117,224		43,461,000	44,672,120	△ 1,211,120	
検査等手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		16,893,000	23,837,663	△ 6,944,663	
検定手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		8,279,000	7,035,700	1,243,300	
講習事業収入	-	-	-		4,816,000	1,569,854	3,246,146	※D	-	-	-		12,856,000	6,649,854	6,206,146	
その他の収入	-	58,146	△ 58,146		-	199,358	△ 199,358		1,628,000	1,510,776	117,224		5,433,000	7,148,903	△ 1,715,903	
前年度よりの繰越金	-	-	-		-	-	-		-	5,393,000	△ 5,393,000	※E	-	5,393,000	△ 5,393,000	
計	191,127,000	191,185,146	△ 58,146		490,683,000	487,636,212	3,046,788		1,001,769,000	1,005,098,971	△ 3,329,971		6,953,125,000	6,957,783,315	△ 4,658,315	
支出																
業務経費	54,830,000	35,710,852	19,119,148	※G	33,114,000	34,275,525	△ 1,161,525	※F	-	-	-		762,333,000	694,140,856	68,192,144	
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		36,486,000	34,540,195	1,945,805		36,486,000	34,540,195	1,945,805	
受託経費	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
一般管理費	7,622,000	7,792,671	△ 170,671		25,588,000	26,717,729	△ 1,129,729		195,863,000	189,505,697	6,357,303		486,044,000	488,410,294	△ 2,366,294	※H
人件費	128,675,000	121,294,260	7,380,740		431,981,000	415,866,035	16,114,965		769,420,000	713,705,500	55,714,500		5,668,262,000	5,366,206,766	302,055,234	
計	191,127,000	164,797,783	26,329,217		490,683,000	476,859,289	13,823,711		1,001,769,000	937,751,392	64,017,608		6,953,125,000	6,583,298,111	369,826,889	

※A GMP検査件数の増加に伴い、検査手数料収入が増となっています。

※B 認証機関の審査件数の減少に伴い、食品認定手数料収入が減となっています。

※C 飼料添加物の検定検査件数の減少に伴い、検定手数料収入が減となっています。

※D 事業講習会の開催件数の減少に伴い、講習事業収入が減となっています。

※E 前年度に繰り越した収入があるため、増となっています。

※F 機器整備等（分析機器の取得等）の増加に伴い支出が増となっています。

※G コロナ禍の影響により、立入検査件数及び国際会議の減少及び他の業務における機器整備のための振替に伴い、支出が減となっています。

※H 赴任旅費に係る移転料の実費支給（令和２年３月規程改正）に伴い、支出が増となっています。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月8日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

理事長 木内 岳志 殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鷗見 寛 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

篠田 友彦 

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和3年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの令和 2 事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

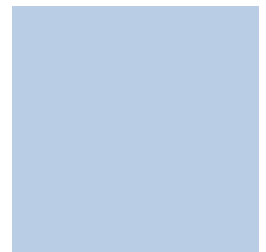
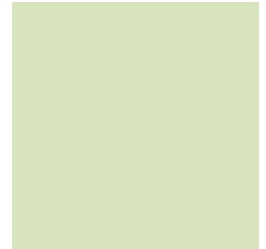


令和 2 事業年度

事業報告書

自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 3 年 3 月 31 日

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター



理事長によるメッセージ

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、平成19年4月に独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所の3法人を統合して設立されました。

以来、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とし、食品や、肥料、飼料、農薬等生産資材の検査・分析を、関係法令に基づいて実施してまいりました。

令和2年度は、肥料取締法及び農薬取締法の改正による新たな検査の導入等に対応するとともに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく登録認定機関の調査等業務を開始し、輸出の促進にも貢献しました。

一方、組織運営については、内部統制の更なる充実・強化に向けて、

- ① 人事ルールを見直すとともに、全員参加型でFAMICの今後10年の方向性を考えるプロジェクトを立ち上げ、組織の活性化に向けた取組を開始（[P 2 参照](#)）
- ② これまでの行動理念・行動方針を、理事長の新たな考えと未来を見据えた内容に刷新（[P 7 参照](#)）
- ③ 3つのディフェンスラインの考え方に基づく新たなリスク管理運営体制のもと、効率的・効果的にリスクを管理し、業務改善を実施（[P 22 参照](#)）

等、職員の視野拡大、モチベーション向上を図り、持続的組織運営に努めているところです。

加速的に進化する科学技術や経済のグローバル化、また、世界に吹き荒れるコロナ禍は、私たちの生活に急激な変化をもたらしています。このような中、FAMICは、情勢の変化に柔軟に対応し、技術力の一層の向上に取り組んでまいります。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書等とともに、FAMICの様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。



FAMIC（ファミック）
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

理事長 **木内 岳志**

FAMICシンボルマーク



食品、肥料・飼料、農薬の印象をそれぞれオレンジ、緑、青で示し、3分野が1本の縄のように強固に結びついていくことを、DNAの二重らせんになぞらえ、同時に『農場から食卓まで』つながるフードチェーンもイメージし、ロゴで一体感を表しています。

令和2年度のトピックス

○ 新たな「運営基本理念」「運営方針」「行動指針」の策定

- これまでの「行動理念」「行動方針」を、理事長の新たな考えと未来を見据えた内容に刷新

運営基本理念

運営方針

技術力

情勢変化対応

使命感

法令遵守

コスト意識

行動指針



○ コロナ禍に対応した業務の実施

- 各種講習会、施設見学をWebで開催
- 立入検査の手法を見直し、現地での検査時間を短縮
- 休校中の子供を見守りながら業務を行える環境を整備
- 職員の執務場所、時間を分け、感染発生時の業務継続体制を構築



○ FAMICの10年後を職員全員で考えるプロジェクト開始

- 全員参加型でFAMICの方向性を考えることを基本とし、新たな事業展開、調査研究の充実等、組織の活性化に向けた取組を検討



○ 農薬関係業務

- 農薬使用者の健康や蜜蜂への影響等を、科学的信頼性と透明性を確保しながら迅速に審査できる評価スキームを構築



○ 肥料及び飼料等関係業務

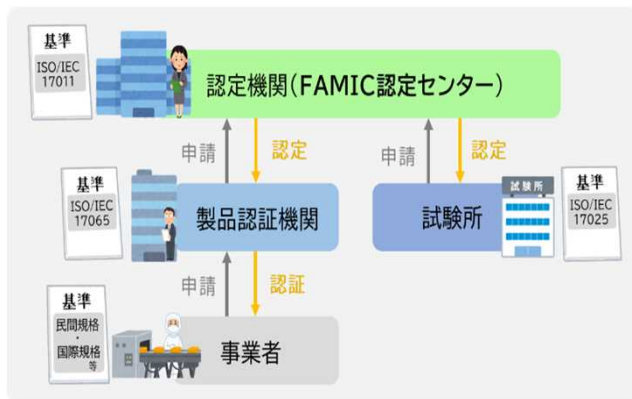
- 肥料分析手順を動画化し、技術継承に活用
- eラーニングシステムにより研修会を開催し、受講者の利便性を向上
- 研究報告の電子ジャーナル化



○ 日本農林規格（JAS）等に関する業務

● FAMIC認定制度に基づく認定業務

- FAMIC認定制度における初の認証機関の認定を行うとともに、認定制度の国際相互承認の手続きを開始



● 輸出促進法への対応

- コロナ禍においてもリモート調査等の工夫による迅速な調査を実施することで、輸出促進法に基づく登録認定機関制度の開始後約2ヶ月で、2機関の登録を行うことを可能とする等、農林水産物等の輸出促進に貢献



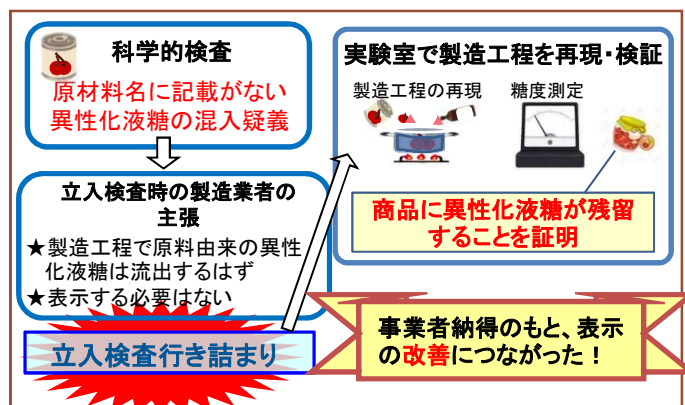
○ 食品安全に係る 有害化学物質の分析

- ハーブティー等に用いられるエキナセア（ムラサキバレンギク）中のピロリジジナルカロイド類30成分の一斉分析法を民間機関に先駆けて確立

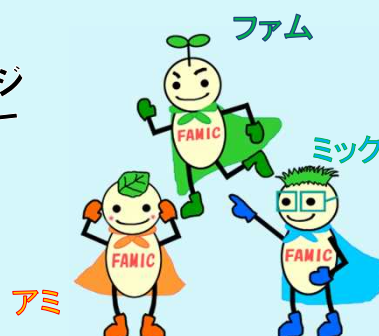


○ 食品表示の監視に関する業務

- さくらんぼ瓶詰の製造工程を実験室で再現・検証すること等により、農林水産省の社会的検証をサポートし、食品表示の適正化に貢献



FAMICイメージ
キャラクター



目次

1. 法人の目的、業務内容	5
(1) 法人の目的 (2) 業務内容 (3) 主な関係法令	
2. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	6
3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等	7
(1) 運営基本理念、運営方針及び行動指針 (2) 主要な業務の現状と今後	
4. 年度目標及び事業計画	13
(1) 年度目標 (2) 事業計画	
5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	16
(1) ガバナンスの状況 (2) 役員等の状況 (3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況 (5) 純資産の状況 (6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況 (8) その他源泉の状況	
6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	22
(1) リスク管理の仕組み	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
7. 業績の適正な評価の前提情報	24
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 (2) 農薬関係業務	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 (4) 食品表示の監視に関する業務	
(5) 日本農林規格(JAS)、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
(7) その他の業務	
8. 業務の成果と使用した資源との対比	30
(1) 自己評価 (2) 主務大臣による過年度の総合評定の状況	
9. 予算と決算との比較	32
10. 財務諸表	33
(1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書 (3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書	
11. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報	36
(1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書 (3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書	
12. 内部統制の運用に関する情報	37
(1) 内部統制の推進に関する事項 (2) リスク評価と対応に関する事項	
(3) 監事監査に関する事項 (4) 内部監査に関する事項	
(5) 入札・契約に関する事項 (6) 予算の適正な配分に関する事項	
13. 法人の基本情報	39
(1) 沿革 (2) 設立に係る根拠法 (3) 主務大臣	
(4) 組織図 (5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
14. 参考情報	46
(1) 要約した財務諸表の科目の説明 (2) その他公表資料等との関係の説明	

1. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条）

(2) 業務内容

FAMICの業務は、センター法第10条に定められています。その概要は次のとおりです。

- ① 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供
- ② 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供
- ③ 日本農林規格(JAS)、食品表示基準等が定められた食品等の検査
- ④ 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導
- ⑤ 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導
- ⑥ 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習
- ⑦ 肥料、農薬、飼料等の検査
- ⑧ 飼料等の検定、表示に関する業務
- ⑨ 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導
- ⑩ 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査
- ⑪ 上記の業務に附帯する業務
- ⑫ 食品、肥料、農薬、飼料、農林水産物の輸出促進等に関する関係法令に基づく立入検査等

詳細につきましては、次のサイト（e-Gov法令検索）からご覧いただけます。

◇e-Gov法令検索（「農林水産消費安全技術センター法」と入力して検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/



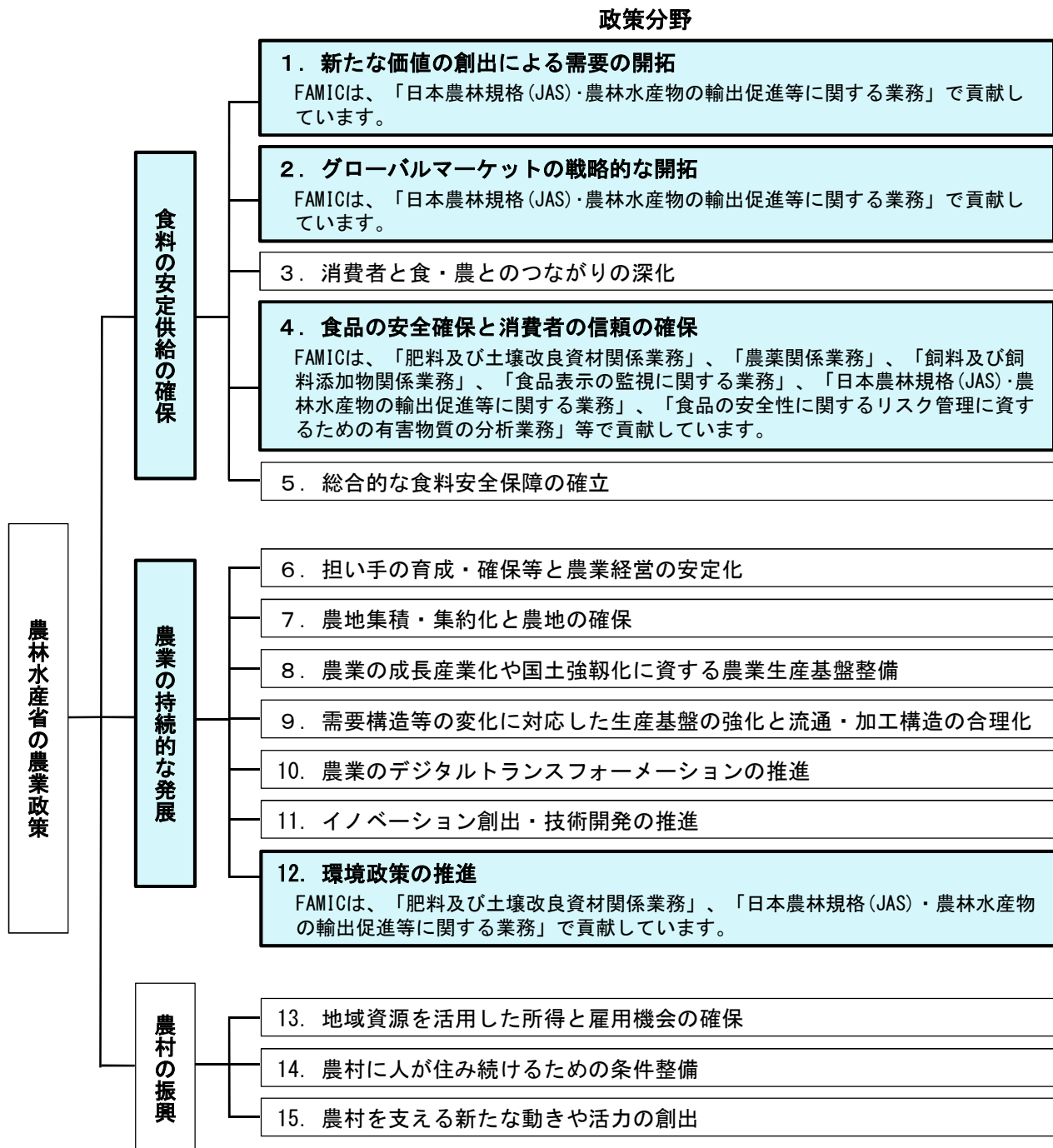
(3) 主な関係法令

- ・食品表示法（平成25年法律第70号）
- ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号、旧「肥料取締法」。以下「肥料法」という。）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）
- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
- ・地力増進法（昭和59年法律第34号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。）
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）

2. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

農林水産省の政策は、農業に関して言えば、大きく「食料の安定供給の確保」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の3つに分けられます。FAMICの業務の多くは、このうちの「食料の安定供給の確保」における政策分野「4. 食品の安全確保と消費者の信頼の確保」の下に位置付けられています。（以下の図をご参照ください。）

FAMICは、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術を生かし、関係法令に基づき検査等を実施することで、食料の安定供給と安全確保に関する政策の一翼を担い、行政執行法人として、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確かつ確実に実施し、政策課題や社会的課題へ貢献します。



注：FAMICの各業務は、[P8「3.（2）主要な業務の現状と今後」](#)、[P13「4. 年度目標及び事業計画」](#)、[P24「7. 業績の適正な評価の前提情報」](#)等に記載しています。

3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 運営基本理念、運営方針及び行動指針

運営基本理念

確かな技術力による科学的検査・分析により、
食の安全と消費者の信頼の確保に貢献します。

運営方針

「技術力」を高め、最新の知見を未来に向かって役立てます。

技術で行政を支える組織として、検査・分析技術を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組みます。また、専門家集団として、蓄積した知見とノウハウを社会に還元します。

情勢変化に柔軟に対応する組織を目指します。

社会経済の変動、新たな環境問題、動物の疾病や植物の病害虫の発生などの情勢の変化に注意を払い、新たな課題に柔軟に対応できる組織力を培います。

行動指針

使命感

専門家としての強い使命感を持ちます。

食の安全や消費者の信頼の確保を担う専門家としての責務を理解し、強い使命感を持って業務に臨みます。

技術力

試験結果の信頼性を確保するとともに、スキルアップに努めます。

国際基準に基づく品質システムを運用することにより、信頼性が確保された分析結果を提供します。また、検査・分析技術の向上に努めます。

技術力

情勢変化対応

コミュニケーションをとりやすい職場をつくります。

個々の調査・検査結果について組織のチェック体制が機能するように、また、情勢変化に柔軟に対応できるように、情報を共有し、自由・活発に意見交換できる職場をつくります。

情勢変化対応

情報を幅広く収集し、広い視野を持って業務を推進します。

自主性と挑戦心を持ちながら、広い視野を持って、国内外の情報を幅広く収集し、国・消費者・生産者・事業者等のニーズを踏まえて業務を推進します。

コスト意識

コスト意識を持って効果的・効率的に業務を遂行します。

国民の税金により運営されている独立行政法人としてコスト意識を持ち、業務の合理化、不断の見直し、改善に努めます。

法令遵守

高い倫理観と社会的良識を持ちます。

国家公務員であることを自覚して法令を遵守し、公正性、公平性、透明性を持って業務を遂行します。

(2) 主要な業務の現状と今後

FAMICが取り組んでいく主な業務の現状と今後は次のとおりであり、運営基本理念、運営方針及び行動指針に則り進めてまいります。

① 肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の配合規制の見直しや原料管理制度の導入

肥料法では、農家での施肥の効率化やコスト低減等のニーズに対応するため、堆肥と化学肥料等との配合規制が見直されるとともに、国内の低廉な産業副産物の活用を進めるため、利用できる原料を明確にし、原料を帳簿で管理することを義務づける原料管理制度が導入されます。これにより、事業者自らが肥料の生産工程を管理し、肥料の品質等を確保することとしています。



今後は、未利用の産業副産物についての評価、事業場での生産工程の重要管理点の洗い出しを行い、事業者に対する原料や生産工程の管理方法の導入・実行・向上に向けたアドバイスにより、新たな制度に基づく肥料の品質等の確保に貢献してまいります。

イ 肥料等試験法の改正

肥料法に基づき、肥料成分等の分析は、FAMICが定めた試験方法である「肥料等試験法」によることとされています。FAMICは、新たな成分や肥料に対応する試験法の開発及び改良、その試験法の性能確認、新しい分析機器を用いた簡便な試験法等についての調査研究を行い、その成果をもとに「肥料等試験法」の改正を行っています。令和2年度(2020年度)は、石灰の測定法や既存の試験法の性能評価結果等を加えて「肥料等試験法(2020)」をホームページに掲載しました。



今後も、アンモニア性窒素等の新たな分析法の開発・改良に取り組むとともに、「肥料等試験法」の改正により、信頼性の高い分析法を提供し、肥料の品質と公正な取引の確保に貢献してまいります。

② 農薬関係業務

平成30年(2018年)の農薬取締法の改正に伴い、令和2年(2020年)4月から、農薬の登録の際に蜜蜂や農薬使用者の健康に対する影響の大きさの評価を実施しています。また、同法の改正で、既に登録されている農薬について、一定の期間ごとに最新の科学的知見で安全性を「再評価」という新たな業務が追加されました。再評価の対象となる農薬は4,000以上あるため、年ごとに対象となる農薬を決めて順番に進めることとしており、その最初の評価が令和3年度から始まります。また、法改正によって農薬の登録や再評価の際に「みるべき事項」も拡充されており、今後の業務が一気に膨れ上がると見込まれるため、様々な観点から業務方法の見直しを進めているところです。

今後、これらの法改正を受けた新たな制度に基づく業務を農林水産省と連携して運用していくことになります。それと同時に、より環境への負荷が小さく人に対する安全性も高い農薬を求める声に答えていくため、さらなる技術力向上や効率化に加え、科学的知見の収集や評価手法の検討にも取り組み、農業生産の安定と国民の健康の保護に貢献してまいります。



③ 飼料及び飼料添加物関係業務

ア 飼料の検査体制の見直し・GMPの普及

飼料の安全を確保するため立入検査を実施し、かび毒や残留農薬等の有害物質による汚染状況やBSE（牛海綿状脳症）対策の有効性等を監視してきました。こうした取組や国際的に主流となっている、事業者自らが取り組む生産工程管理（GMP）の普及・推進により我が国のBSE発生リスクは低減しており、飼料の安全が確保されています。一方でCSF（豚熱）の国内発生の拡大、アジア地域におけるASF（アフリカ豚熱）のまん延により、肉等を含む食品残さを原料として使用するエコフィードの監視が重要になっており、加熱処理等の基準の見直しが行われています。



今後も、こうした状況を踏まえ、飼料の検査においてリスク・アプローチの考え方を導入し、各検査対象事業場の業種や使用している原料によるリスクの程度に応じて立入検査の重点化を図りつつ、GMPの普及を推進し、合理的な飼料の品質・安全性の確保に貢献してまいります。

イ 飼料の試験業務

飼料の安全確保に向けて、有害物質による汚染状況の監視のため実施する分析試験については、国際規格であるISO/IEC17025に基づき実施しています（とうもろこし中のかび毒のLC-MS/MSによる定量試験及び飼料の動物由来DNA検出試験：試験所認定取得）。また、安全確保等のための新たな行政ニーズに対応するため、飼料分析の公定法である「飼料分析基準」や「愛玩動物用飼料等の検査法」に定める有効成分やかび毒、農薬等の分析法の開発・改良を行っており、その成果（令和元年度（2019年度）分）を電子ジャーナルとしてホームページに公表しました。



今後も、飼料等の分析試験の信頼性を維持しつつ試験業務を行うとともに、ICP-MSによる有害重金属等の迅速・多元素同時分析といった新しい技術を取り入れた分析法の開発等を通じて、飼料の安全確保に貢献してまいります。

④ 食品表示の監視に関する業務

食品表示は、食品そのものを見るだけでは分からない食品の素性を明らかにするものです。消費者は、その食品表示を頼りに自ら求める商品を選択します。特に、我が国の消費者は、原産地の表示に対して非常に高い関心を持っており、原産地が商品選択の大きな要素の一つとなっています。FAMICは、原産地表示に関する検査を重要事項と捉え、研究・開発を積み重ね、技術力を駆使して、国産と外国産の価格差が大きい品目等重要度の高い品目を中心に検査を実施しています。令和2年度は2,489件の検査を実施しました。



今後も、原産地表示に関する監視の重要性・継続性の観点から、直近の目標件数の水準を維持し、原産地表示に関する検査を年間2,400件以上実施して、食品表示の適正化に貢献してまいります。

⑤ 日本農林規格 (JAS) 等に関する業務

ア JAS法への対応

農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に貢献するため、新たなJAS原案の作成やJAS制度の啓発を行うほか、事業者団体等が創意工夫を生かしたJAS原案を作成する場合のサポートを行っています。これら規格制定に加えて、規格に基づく適合性評価を行う登録認証機関等に対しては、登録・更新申請時に調査し、調査結果を農林水産大臣に報告するとともに、登録後は、立入検査等により登録認証機関等の適正な業務の実施を確認しています。



今後も、国際標準化に十分配慮しつつ、関係者間の十分な合意形成を図り、JAS原案の作成を行うとともに、事業者団体等へのきめ細やかなサポートを行ってまいります。また、登録認証機関等の調査を通じ、適正なJAS制度の運用に貢献してまいります。

イ 輸出促進法への対応

政府が一体となって農林水産物及び食品の輸出を促進するため、輸出促進法が令和2年4月から施行されています。FAMICは、加工施設の認定等を行う民間機関（登録認定機関）を調査し、登録を行う農林水産大臣に報告するとともに、登録後は、立入検査により、登録認定機関の適正な業務の実施を確認しています。



今後も、輸出促進法に基づき、登録認定機関の調査等を迅速かつ適切に実施し、農林水産物等の輸出の促進に貢献してまいります。

ウ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務

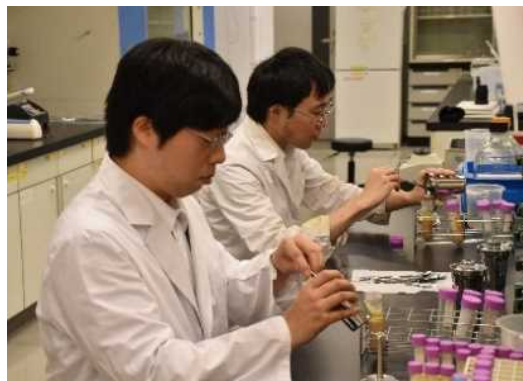
農林水産分野の国際競争力強化を主な目的として、日本農林規格（JAS）の制定がない分野に関する認証機関、試験業者等が行う国際規格や民間規格の認証、試験の能力について、国際規格であるISO/IEC17011の要求事項に基づき、FAMICが第三者として審査し、認定する業務を行っています。令和2年度には、3つの製品認証スキーム（「持続可能な水産養殖のための種苗認証（SCSA認証）」、「有機水産養殖及び加工認証」及び「有機養蜂及び産物加工認証」）について、製品認証の要求事項に関する国際規格であるISO/IEC17065への適合性審査を行い、認定しました。



今後は、得られた認定実績を基に各国認定機関との相互承認申請・締結に向けて手続きを進め、認定業務の国際的な信頼性向上に貢献してまいります。

⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

FAMICは、食品が有害化学物質にどれだけ汚染されているかを調査・分析することを目的として農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」等に基づき、食品中の有害化学物質の分析結果を提供しています。国際的に通用する信頼性の高い試験結果を提供するため、「小麦及び大麦中のかび毒の定量試験」について、ISO/IEC17025の試験所認定を取得し、令和2年度は、小麦、大麦及びライ麦中のかび毒等について896件の分析調査を行いました。



今後も、高い試験所能力を維持し、かび毒分析のほか、食品中の他の有害化学物質の分析についても、確かな分析の品質保証に努め、食品の安全確保に貢献してまいります。

⑦ その他の業務

FAMICは、農林物資、肥料、農薬及び飼料等に関する技術上の情報の提供を目的として、技術講習会を開催しています。令和2年度は、食品の不適正表示や食品表示偽装の防止に関する内容を中心に全国で14回開催し、このテーマについての受講者の強い関心に応えることができました。このうち2回は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を踏まえ、リモート配信により行いました。



技術講習会の開催に当たっては、リモート配信も活用し、利用者の利便性向上等に資するよう努めてまいります。

4. 年度目標及び事業計画

(1) 年度目標

① 年度目標の概要

年度目標では、農林水産省からの緊急要請業務に最優先で組織的に取り組むこと、検査等業務を的確に実施すること、業務運営の効率化や財務内容の改善を実施すること等が設定されています。

令和2年度目標では、前年度目標と比べて、主に以下の点が変更されました。

- ・政策上重要な業務に「重要度」、実施に当たり難易度が高い業務に「困難度」が設定されました。
- ・肥料法への対応として、新たな制度に合わせた業務運用の見直し等が追加されました。
- ・輸出促進法に基づく登録認定機関の登録に係る調査等が追加されました。

② 一定の事業等のまとまりごとの目標

以下のア～キの業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、目標が設定されており、またこれらを細分化した業務ごとに目標や評価のための指標も設定されています。なお、令和2年度から、「農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務」についての目標が新たに追加されました。

農業生産資材における安全の確保等に関する業務

- ア 肥料及び土壌改良資材関係業務
- イ 農薬関係業務
- ウ 飼料及び飼料添加物関係業務

食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- エ 食品表示の監視に関する業務
- オ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- カ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

その他の業務

- キ その他の業務

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和2年度目標

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html



(2) 事業計画

FAMICは、令和2年度目標を達成するため、年度目標で設定された一定の事業等のまとまりごとに、「3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等」を踏まえた事業計画を作成しています。

令和2年度事業計画の概要は次のとおりです。

事業計画の概要	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務	
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査の実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組む。 なお、肥料の制度見直しに伴う肥料の検査等業務について、農林水産省からの要請に応じ、検討・提案を行う。	
(2) 農薬関係業務	
農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP適合確認業務の信頼性確保等を実施するに当たり、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組む。	
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(1) 食品表示の監視に関する業務	
加工食品の原料原産地の義務表示の対象拡大に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。	
(2) 日本農林規格(JAS)、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、JASの制定等、JAS制度の普及、登録認証機関及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類に関するかび毒の調査依頼等に対し、創意工夫により効率的に取り組む。	
4 その他の業務	
各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組む。	

事業計画の概要	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	
1	業務運営コストの縮減
2	人件費の削減等
3	調達等合理化の取組
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
予算の執行に当たっては、収支計画及び資金計画に基づき適切に実施する。また、自己収入の確保に努める。	
第4 短期借入金の限度額	
限度額を定める。	
第5及び第6 財産処分等の計画	
計画なし	
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画
既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設の改修を計画的に行う。	
2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応えていく人材を確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定する。 職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行う。	
3	積立金の処分に関する事項
前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和2年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	
4	その他年度目標を達成するために必要な事項
(1)内部統制の充実・強化	
令和元年度に見直した内部監査実施方法を検証し、必要に応じて見直しを行う等、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	
(2)業務運営の改善	
理事長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動の推進に取り組む。	
(3)情報セキュリティ対策の推進	
情報セキュリティ・ポリシーに基づく情報セキュリティ対策を講じ、PDCAサイクルにより改善を図る。	

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和2年度事業計画

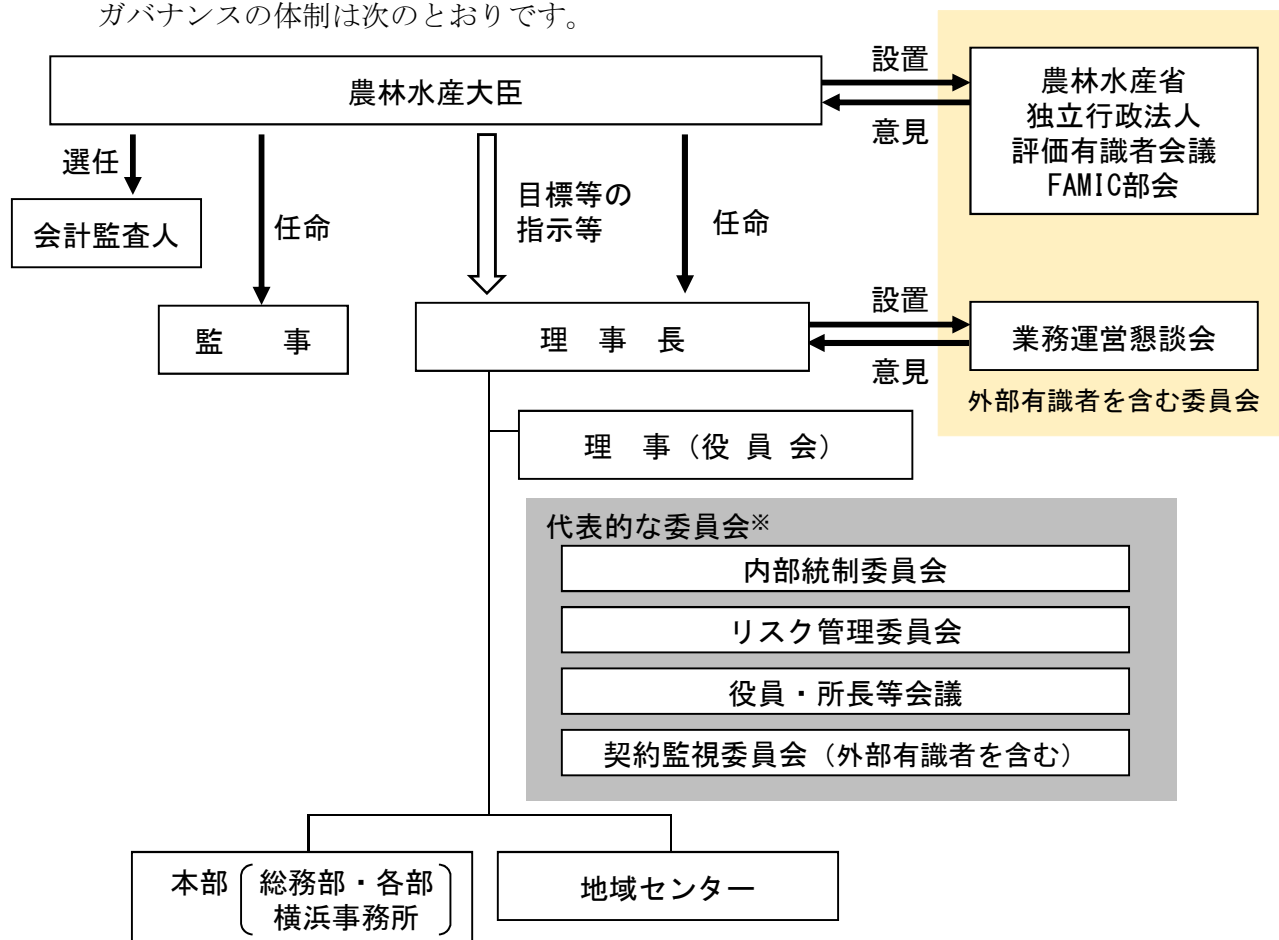
http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html



5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。



(地域センター：札幌センター、仙台センター、名古屋センター、神戸センター、福岡センター)

※ 業務方法書に定められている委員会を記載しています。

FAMICは、内部統制規程に基づき、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を柱とする内部統制基本方針を定め、内部統制を整備・運用しています。具体的には、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、内部統制推進上の基本的な方針や規程類を整備するとともに、定期的に見直しの必要性について検討を行っています。令和2年度は、これまでの行動理念及び行動方針を、「運営基本理念」、「運営方針」及び「行動指針」としてよりシンプルで親しみやすい、未来を見据えた内容に改定しました。

また、内部統制の充実を図るため、役員会、内部統制委員会、リスク管理委員会等の各種委員会により、業務の効率的な運営、法令遵守や危機管理体制をモニタリングするとともに、外部有識者を委員とする業務運営懇談会により、毎年の事業運営について助言を受ける仕組みを設けています。

さらに、内部統制の一環としてプロセス評価・人事評価・職員表彰を関連付けて実施しています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇業務方法書

<http://www.famic.go.jp/information/unnei/mokuhyou.html>



(2) 役員等の状況

① 役員の状況

(令和3年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴	
理事長	木内 岳志	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日		昭和 58 年 4 月 平成 29 年 7 月 平成 30 年 10 月	農林水産省採用 農林水産省東北農政局長 公益社団法人大日本農会技術参事
理事	吉岡 修 ※1	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日	総合調整・ 食品等 検査担当	昭和 61 年 4 月 平成 27 年 10 月 平成 29 年 7 月	農林水産省採用 農林水産省消費・安全局食品安全政策課長 内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長
理事	功刀 豊 ※2	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日	評価・ 肥飼料 検査担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 7 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター所長
理事	高橋 秀一 ※2	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日	農業検査 担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 4 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 札幌センター次長
監事	中野 隆史	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 5 年 3 月 31 日 ※3		昭和 58 年 4 月 平成 28 年 4 月 平成 31 年 4 月	住友海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社理事(東京企 業第二本部航空運輸産業部長) 三井住友海上火災保険株式会社金融公務営業 推進本部公務開発部開発顧問
監事 (非常勤)	服部 夕紀	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 5 年 3 月 31 日 ※3		現 公認会計士	

※1 吉岡修は任期満了で退任し、令和3年4月1日付けで岡田正孝が就任しています。

※2 功刀豊及び高橋秀一は、令和3年4月1日付けで再任しています。

※3 監事の任期の末日は、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日となります。

② 会計監査人の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人

<https://www.grantthornton.jp/aboutus/audit/>



(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末現在631人(前年度末比1名増、0.2%増)であり、平均年齢は45.0歳(前年度末44.7歳)となっています。このうち、国等からの出向者は62人、他の独立行政法人(旧3法人は除く。)からの出向者は2人、令和3年3月31日定年退職者は19人です。

〈働きやすい職場作り〉

FAMICでは、女性職員の比率が年々高まっています。男性と女性がともに働きやすい職場作りを進めるため、「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」等による行動計画に基づき、仕事と家庭の両立のための支援制度を定期的に周知し、仕事と家庭の両方で男性と女性がともに生き生きと活動できる職場風土の醸成に努めました。また、女性職員にアンケート調査を実施し、把握した要望を踏まえ、女性職員の活躍に繋がる研修を企画し、翌年度実施することにしました。

新型コロナウイルス感染症対策により子供の学校等が休みとなった職員のため、緊急的措置として本部施設の一部を開放し、子供の預け先がない不安を解消しました。また、当該感染症対応として在宅勤務制度の創設、特別休暇に該当する事由の追加を行い、働きやすい職場作りの推進を図りました。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要な施設等
神戸センター局所排気装置改修工事
- ② 当事業年度中において継続中の主要な施設等の新設・拡充
該当ありません。
- ③ 当事業年度中に処分した主要な施設等
該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,110	-	-	10,110
資本金合計	10,110	-	-	10,110

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第3項に定める目的積立金はありません。

当事業年度に増となった前事業年度繰越積立金7,207,118円は、自己財源で取得した償却資産の簿価（減価償却費充当）、前払費用及び棚卸資産等であり、令和2年度発生額（558,867円）を取崩し、当該費用としました。

なお、令和元事業年度から令和2事業年度への前事業年度繰越積立金の当期期首残高451,954円は、令和元事業年度が終了したため積立金へ振替を行いました。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	5,912	85.4%
事業収益	41	0.6%
資産見返運営費交付金戻入	121	1.7%
賞与引当金見返に係る収益	419	6.0%
退職給付引当金見返に係る収益	434	6.3%
雑益	2	0.0%
合 計	6,929	100%

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

② 自己収入に関する説明

FAMICは、特定飼料等の検定を行うことにより7百万円（検定手数料収入）、特定飼料等製造業者及び外国特定飼料等製造業者並びに規格設定飼料等製造業者及び外国規格設定飼料製造業者の登録、登録の更新及び変更登録の申請に係る飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査等及び飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査、認定制度に基づく認定機関又は試験業者の申請に係る審査を行うことにより24百万円（検査等手数料収入）、農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査技術等に関する講習を行うことにより7百万円（講習事業収入及び受託その他講師派遣収入）、抗菌性物質の標準製剤の配布を行うことにより2百万円（標準製剤収入）、肥料の標準試料の配布を行うことにより2百万円（標準試料収入）、特許権等の実施を許諾することにより自己収入を得ています。

（7）社会及び環境への配慮等の状況

① 社会貢献活動の推進

FAMICが行っている食品の安全と消費者の信頼の確保のための業務について理解を深めていただけるよう、施設見学、一般公開等を行っています。

ア 施設見学

全国8カ所（札幌市、仙台市、さいたま市、東京都小平市、横浜市、名古屋市、神戸市、福岡市）で施設見学を受け入れています。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、Web見学会等を実施し、合計5回、50名の方が利用されました。



詳細につきましては、FAMICホームページにて紹介しています。
<http://www.famic.go.jp/information/ippankoukai.html>



イ 農薬検査部一般公開

アの施設見学に加えて、農薬検査部では、農薬や農薬の安全性検査について身近に感じていただけるよう、例年、施設の一般公開を行っています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりましたが、従来、好評いただいていた「なにこれ農薬カードゲーム」のPDFデータを公開し、多くの方に体験いただけるようにしました。

詳細につきましては、FAMICホームページにて紹介しています。



<http://www.acis.famic.go.jp/acis/ippankoukai.htm>



ウ イベントへの出展

農林水産省「消費者の部屋」でFAMICの業務に関する展示を行いました。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりましたが、例年、「農林水産省祭 実りのフェスティバル」への出展（パネル展示）、「こども霞ヶ関見学デー」への出展（科学実験）等を行っています。

エ その他情報提供

その他、業務の一環としてホームページ・広報誌・メールマガジン等により、様々な情報提供を行っています。

詳細につきましては、[P48「14.（2）その他公表資料等との関係の説明」](#)をご参照ください。

② 環境貢献活動の推進

FAMICの主要な業務である肥料、農薬、飼料、食品等の検査・分析は、その実施に当たって多くのエネルギーや資源を消費し、環境に負荷を与える物質を排出しています。

このため、FAMICの業務活動の中での環境配慮を計画的・体系的に推進するため「環境配慮の基本方針」を制定しています。

「環境配慮の基本方針」では次のアからオまでの5項目を掲げ、具体的に取り組む内容を「環境配慮への行動目標」として定めています。概要は次のとおりです。

環境配慮の基本方針	環境配慮への行動目標
ア 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄	・各種関連法令や条例の遵守 ・廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理 ・分析終了後の廃有機溶剤等の適正な処理 ・局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理 ・その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
イ 分析機器等の効率的利用	・省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
ウ 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル	・水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組 ・物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減 ・分別廃棄等によるリサイクルの促進
エ グリーン購入法に基づく調達の推進	・グリーン購入法に基づく調達の推進
オ 役職員への環境教育の実施、FAMICの環境配慮への取組状況の発信	・上記アからエまでの周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 ・定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

さらに環境に配慮した取組を実現するため、FAMICのすべての業務を対象とした「令和2年度行動計画」を策定し、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップのほか、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入法に基づく調達等に積極的に取り組みました。

なお、令和2年度の具体的な取組・活動を取りまとめた「環境報告書2021」につきましては、令和3年9月に公表する予定です。

（８）その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

FAMICの強みは、これまで蓄積してきた検査・分析を始めとする専門的知見と技術力です。これらの強みを生かし、検査・分析能力を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組んでいきます。

FAMICは、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献する検査・分析機関であるため、検査・分析に係る信頼性の確保が重要であると考えています。このため、分析に関する国際規格であるISO/IEC17025に基づき業務及び技術管理を実施し、第三者機関によるISO/IEC17025の認定の維持やFAMIC自身の自己適合宣言に取り組むとともに、目的に応じた精度管理を行い、検査・分析の信頼の確保に組織全体で取り組んでいます。

6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の仕組み

FAMICは、識別したリスクに対してリスク管理を適切かつ効果的に実施するため、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会はリスク評価及びリスク管理について検討し、その結果を内部統制委員会に報告しています。

令和2年度は、理事長の指揮の下、3つのディフェンスライン（防御線）の考え方に基づき、業務におけるリスクを自ら管理する1線（本部業務実施部門及び地域センター）、1線を支援してリスクをモニタリングする2線（リスク管理委員会等）、内部監査を行う3線（業務監査室）の3つのグループにより、リスクの識別、評価及び管理を行いました。リスク管理の仕組みは次のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

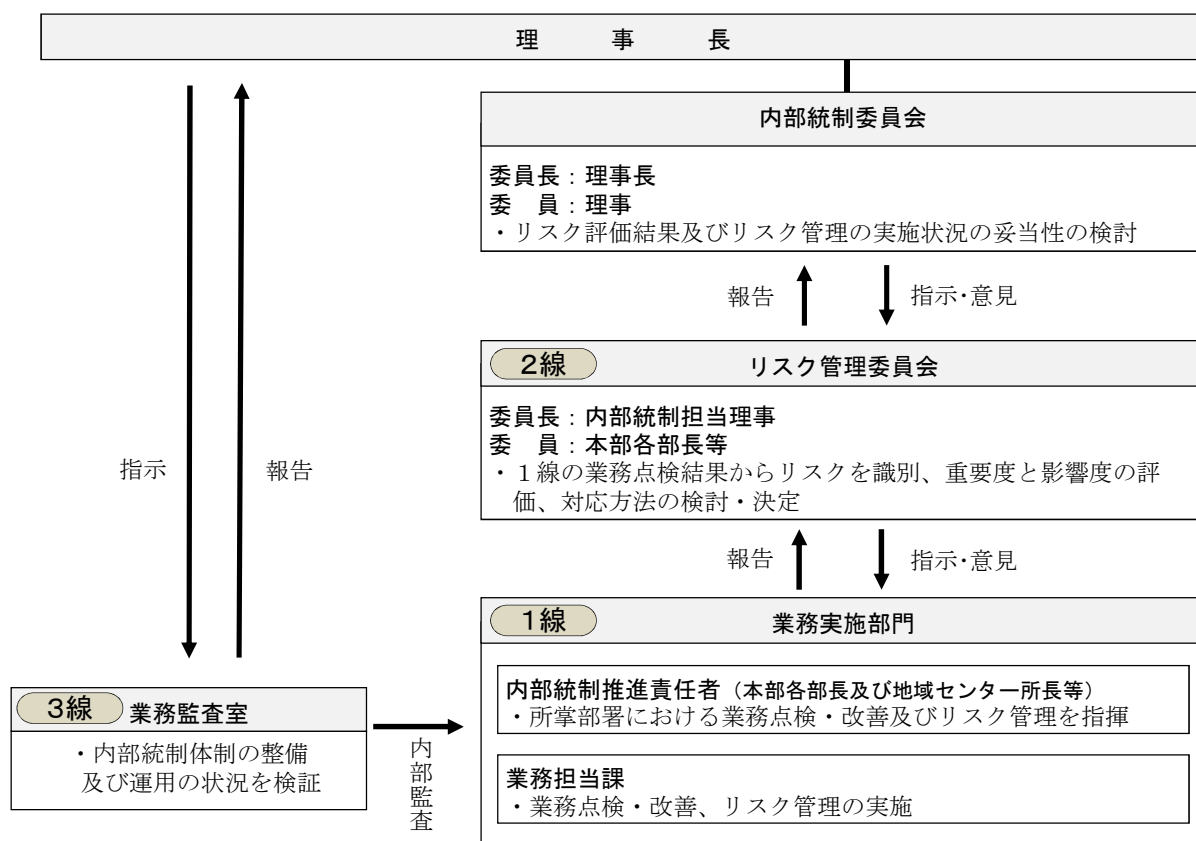
◇業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku.html



◇業務方法書

<http://www.famic.go.jp/information/unnei/mokuhyou.html>



（２）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

FAMICが保有する主要なリスク及びその対応状況は以下のとおりです。

① 事故・災害等の緊急時に関する対応状況

FAMICは、防災業務計画及び業務継続計画（BCP）を定め、計画に基づく訓練等を行うことにより、災害時の防災体制や農林水産省等との協力体制を整備し、災害発生時にも業務を円滑に継続する体制を整備しています。また、これらの計画を随時見直すことで、事故・災害等の緊急時に発生するリスクに備えています。

具体的には、令和２年度は、有事に混乱が生じるリスクに対し、本部及び地域センターで緊急連絡網を更新し安否確認訓練等の防災避難訓練を実施するとともに、防災用ヘルメット及び防災備蓄品を更新しリスクへの対応を強化しました。

② 情報セキュリティインシデント発生時の対応状況

FAMICは、保有する情報の安全性を確保し維持するため、情報セキュリティ対策の基本的な方針及び基準を定め、情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図っています。また、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じています。

具体的には、令和２年度は、情報セキュリティインシデント発生時に必要な報告・初動対応が行われないというリスクに対し、対応マニュアルや手順書を整備・見直しするとともに、職場内連絡ツールによる不審メールの注意点の周知、標的型攻撃メール訓練、インシデント発生想定訓練等の実施により、リスクへの対応を強化しました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、Web会議や在宅勤務制度に対応する新たなICTソフトウェアを導入したことに伴う情報セキュリティのリスクを識別し、情報セキュリティ教育によりリスクへの対応を強化しました。

③ 業務の執行に関する課題・リスクへの対応状況

令和２年度に、リスク管理委員会が業務の執行に関する重大なリスクとして評価、整理したリスクは以下のとおりです。リスク管理委員会は、これらリスクへの対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクへの対応を強化しました。

表：リスク一覧（令和２年度）

重大なリスク・課題	対応
新型コロナウイルス等感染症の感染拡大	・執務室に卓上パーテーションを設置、換気、消毒の励行等の感染防止策を実施 ・テレワーク、Web会議等に対応するため、通信環境等を整備 ・PCR受検者や陽性者が発生した場合の対応マニュアルを策定
農薬取締法や肥料取締法の改正で増大が見込まれる業務の執行体制の整備	・業務の合理化を図り、必要であれば人員配置を見直し
施設・設備・分析機器の老朽化	・業務に支障が生じないように、耐用年数や現状に応じて適宜、更新や修繕を実施
名古屋センターが入居する名古屋農林総合庁舎の廃止（令和７年度末予定）	・東海・北陸地域の業務に支障が生じないように、移転等の業務継続の方策を検討

7. 業績の適正な評価の前提情報

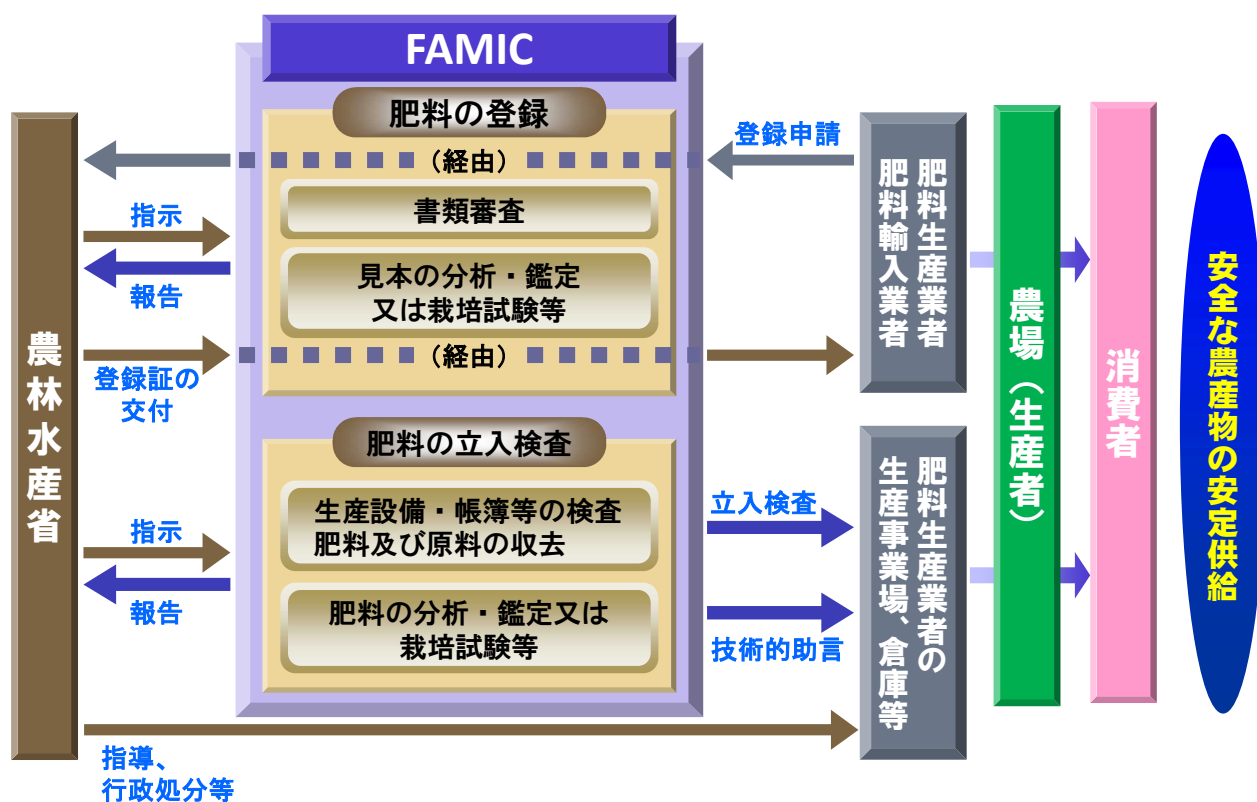
令和2年度のFAMICの各事業についての理解と評価に資するため、各事業の前提となる、主なスキームを示します。

(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

肥料は、安全な農作物を安定的に提供するため、「肥料法」により安全性と品質の確保が図られています。

FAMICは、農林水産大臣の指示により、肥料法に基づく様々な業務（肥料の登録調査、立入検査等）を実施しています。また、「地力増進法」に基づく土壌改良資材の立入検査及び試験も実施しています。

なお、肥料法に基づく業務については、[P 8「3. \(2\) ① 肥料及び土壌改良資材関係業務」](#)をご参照ください。

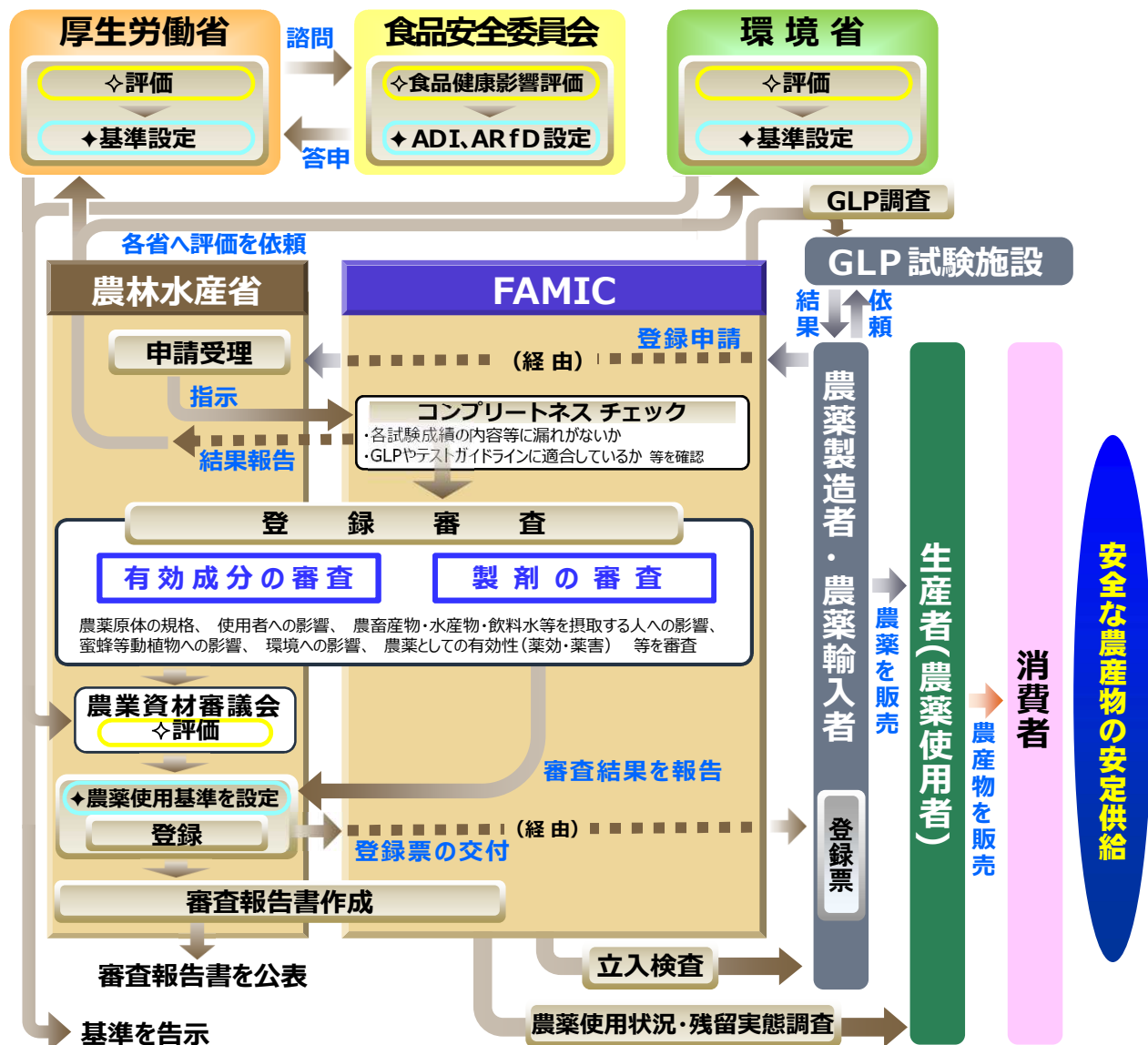


(2) 農薬関係業務

農薬は、農産物の安定的な生産に欠くことができないものですが、きちんと適正に管理しないと、環境や人に悪影響を及ぼす可能性があります。このため、病虫害防除の効果があり、定められた使用方法を守って使用すれば安全性に問題がない農薬のみが製造・販売・使用されるよう、「農薬取締法」に基づく規制を行っています。

FAMICは、農林水産大臣の指示により、農薬取締法に基づく様々な業務（農薬の登録審査、立入検査、農薬GLP適合確認等）を実施しています。また、農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況の調査等を実施しています。

なお、改正農薬取締法に基づく業務については、[P 9「3. \(2\) ② 農薬関係業務」](#)をご参照ください。

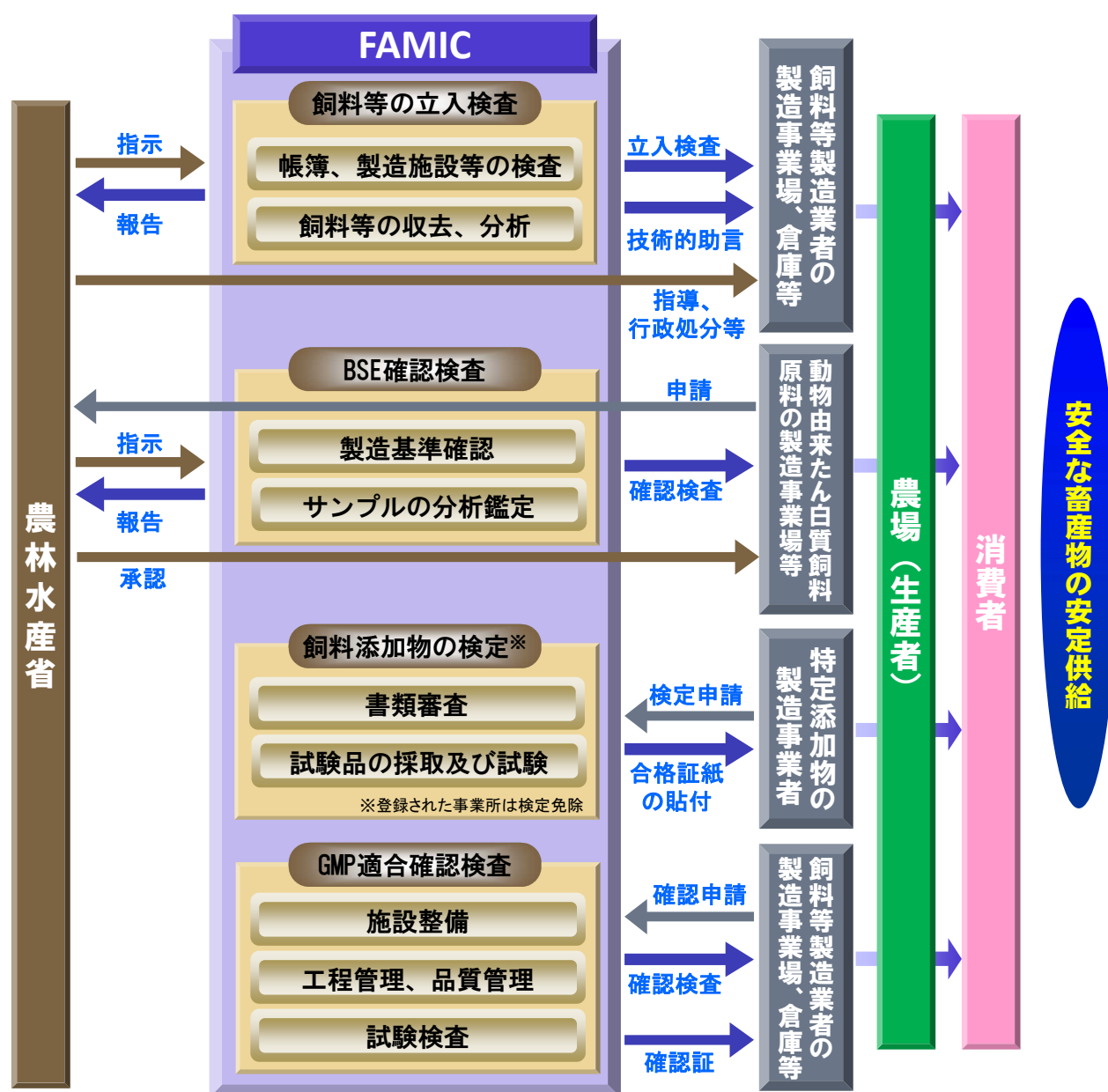


(注) ADI : Acceptable Daily Intake. その物質を、「一生涯にわたって」「毎日」摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される、「一日当たりの」許容摂取量
 ARfD : Acute Reference Dose. その物質を、「24時間又はそれより短い時間」に摂取した場合でも、健康に悪影響を示さないと推定される摂取量
 GLP : Good Laboratory Practice (優良試験所規範)

(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

飼料及び飼料添加物は、家畜に与えることで有害畜産物が生産され消費者の健康を損なう等の影響が生じること等を防止するため、「飼料安全法」により安全性と品質の確保が図られています。

FAMICは、農林水産大臣の指示により、飼料安全法に基づく様々な業務（立入検査、BSEの発生防止に係る製造事業場の確認検査等）を実施するとともに、飼料添加物の検定やGMP適合確認業務等を実施しています。また、「ペットフード安全法」に基づく立入検査及び試験も実施しています。



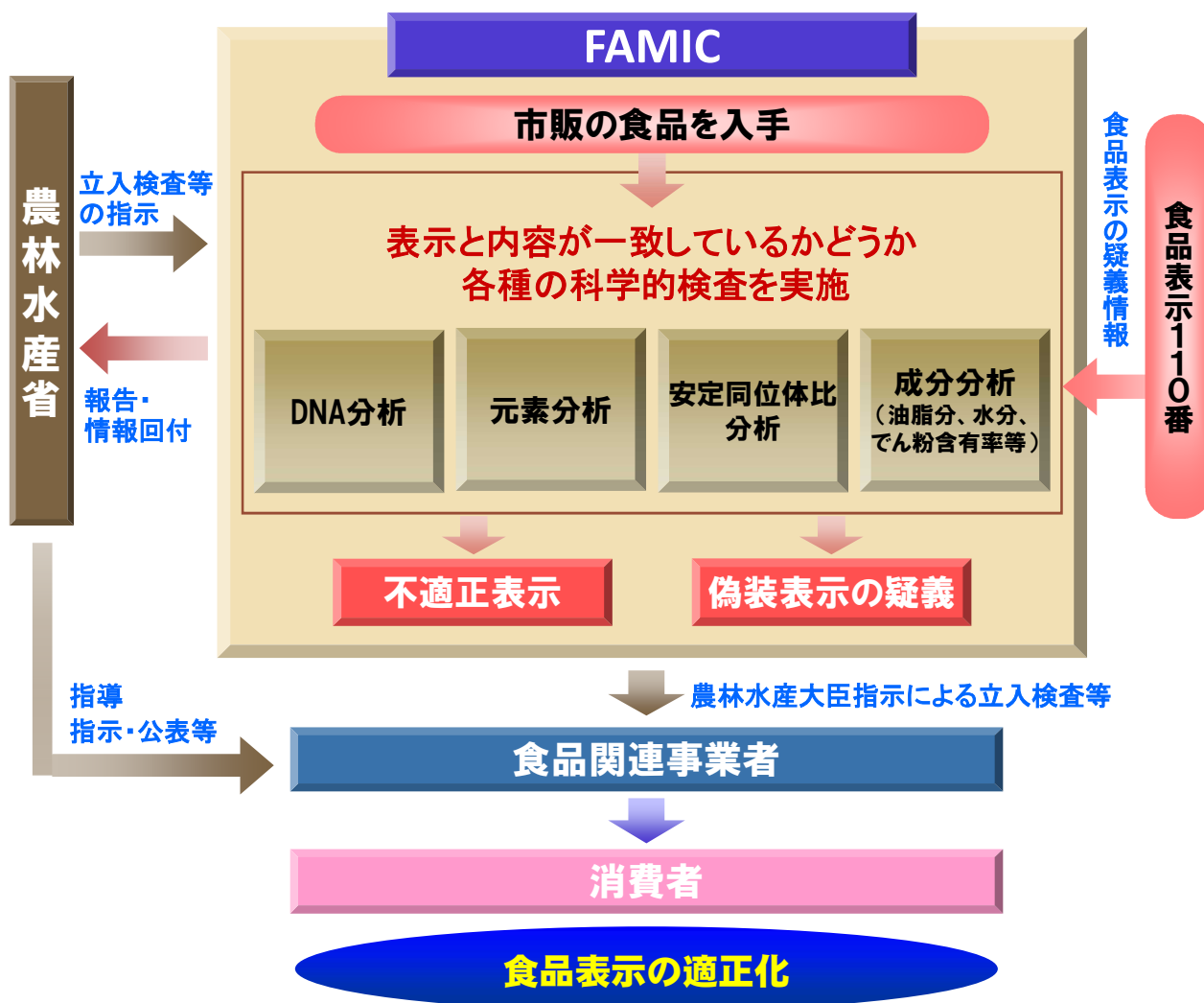
(注) BSE : Bovine Spongiform Encephalopathy (牛海綿状脳症)

GMP適合確認：飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき製造管理及び品質管理の方法が適切になされているかを確認すること。

(4) 食品表示の監視に関する業務

「食品表示法」では、販売されるすべての食品に食品表示基準に基づく表示を行うことが義務づけられています。

FAMICは、市販の食品についてDNA分析、元素分析、安定同位体比分析等の科学的検査を行い、不適正な表示や偽装表示の疑いがあれば、製造工場等へ立入検査を行う等、農林水産省と連携して食品の表示を厳しく監視しています。



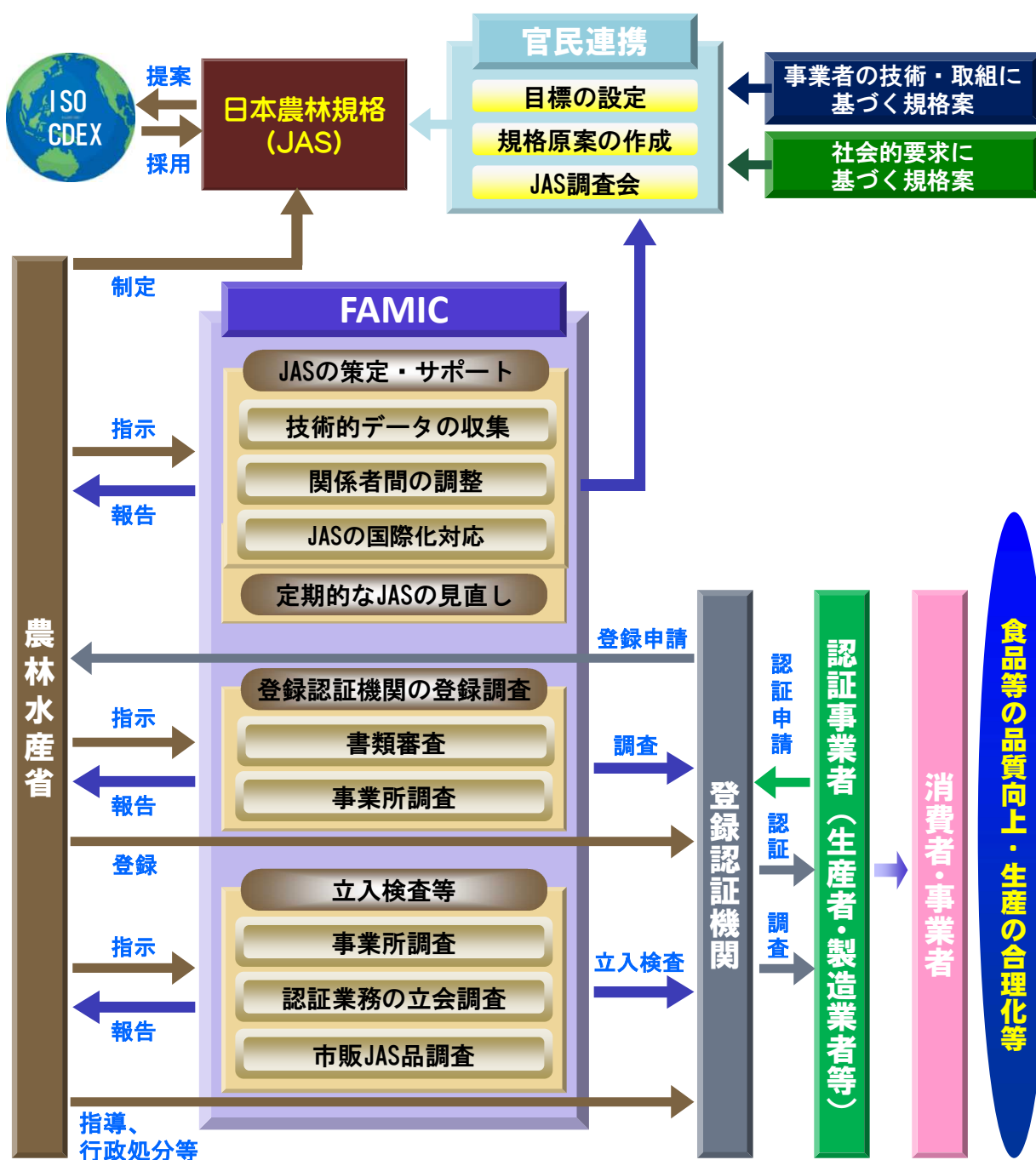
(注) 安定同位体比分析：炭素を例にとると、自然界には質量数が異なる ^{12}C と ^{13}C （安定同位体）が存在する。その存在比（ $^{12}\text{C}/^{13}\text{C}$ ）を分析することで、食品の産地判別や異種原料の混入確認を行う分析法

（５）日本農林規格（JAS）、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

「JAS法」に基づくJAS制度は、農林水産大臣が制定したJASに適合している食品、農林水産物等に、適合の証明となるJASマークを表示することができる制度です。また、この制度では、生産者・事業者等が、自らの事業に関連した規格を提案することができます。

FAMICは、JAS制度の普及に努めているほか、制度に関する様々な業務（事業者団体等へのサポートを含めた新たなJAS原案の作成、登録認証機関等の登録申請等に対する調査、登録後の適合状況を確認するための立入検査等）を実施しています。

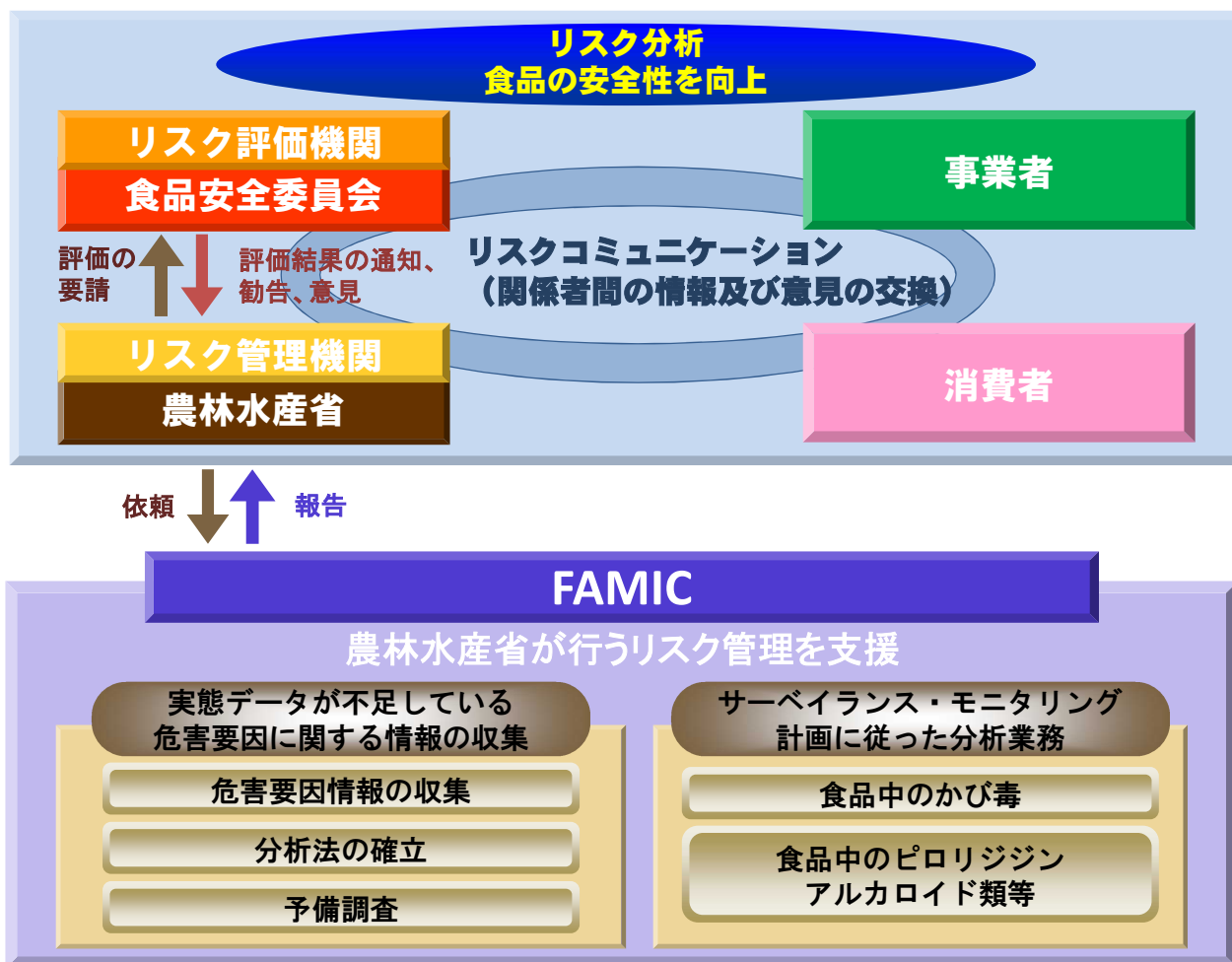
また、「輸出促進法」に基づき、登録認定機関の登録申請等に対する調査、登録後の適合状況を確認するための立入検査等を行っています。



（６）食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

「食品中の有害化学物質等のリスク管理」とは、有害化学物質による「人の健康に悪影響を及ぼす可能性とその程度（リスク）」を調査し、その悪影響を軽減する方法を検討・実施することです。

FAMICは、リスク管理に資するため、信頼性の高い試験結果を保証する国際規格である試験所認定（ISO/IEC17025）を取得し、穀類が、かび毒等により汚染されているかどうかを分析（サーベイランス・モニタリング）しています。



なお、サーベイランス・モニタリング計画に従った分析業務のうち、飼料の分析業務については、「（３）飼料及び飼料添加物関係業務」に含まれます。

（７）その他の業務

FAMICは、（１）～（６）のほか、業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、電話相談、ホームページ、広報誌、メールマガジン等の様々なツールを用いて提供しています。また、検査・分析の信頼性の確保、国際技術協力等を行っています。

8. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

FAMICは、「科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献すること」を使命として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

令和2年度も、理事長のリーダーシップの下、年度目標及び事業計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に資する各業務（セグメント）の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的、効果的かつ的確に業務を遂行してまいりました。

その結果、7に区分けしている業務（セグメント）のうち、「農薬関係業務」、「飼料及び飼料添加物関係業務」、「食品表示の監視に関する業務」及び「日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務」の4業務については、農林水産行政施策の推進に貢献したことなどを踏まえ、これらの評定を「A（法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。）」とし、各業務の評定を踏まえ、法人全体に対する自己評価についても「A」としました。

各業務（セグメント）毎の具体的な取組の結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和2年度業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku.html



(単位：百万円)

評価項目	評定 (※)	行政コスト
全体の評定	A	
項目別評定		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
① 肥料及び土壌改良資材関係業務	B	588
② 農薬関係業務	A	1,087
③ 飼料及び飼料添加物関係業務	A	871
④ 食品表示の監視に関する業務	A	1,407
⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	A	1,041
⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	167
⑦ その他の業務	B	471
II 業務運営の効率化に関する業務		
① 業務運営コストの縮減	B	
② 人件費の削減等	B	
③ 調達等合理化の取組	B	

評価項目	評定 (※)	行政コスト
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		
① 保有資産の見直し等	B	
② 自己収入の確保	B	
③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収入計画及び資金計画	B	
④ 短期借入金の限度額	—	
Ⅳ その他の事項		
① 職員の人事に関する計画	B	
② 内部統制の充実・強化	B	
③ 業務運営の改善	B	
④ 情報セキュリティ対策の推進	B	
⑤ 施設及び設備に関する計画	B	
⑥ 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1, 100
合計		6, 732

※評定区分

- S： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。
- ： 業務実績がないため、評価対象としない。

（２）主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評定(※)	B	B	B	B	B

※評定区分

- S： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

9. 予算と決算との比較

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	6,873	6,873	
施設整備費補助金	36	35	
受託収入	—	—	
諸収入	43	45	※A
前年度よりの繰越金	—	5	
計	6,953	6,958	
支出			
業務経費	762	694	※B
施設整備費	36	35	
受託経費	—	—	
一般管理費	486	488	※C
人件費	5,668	5,366	
計	6,953	6,583	

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(差額理由)

※A：GMP検査の件数が増加したこと等により、収入が増となっています。

※B：新型コロナウイルスの影響による立入検査件数の減少及び分析機器等の入札等による契約額の減少により、支出が減となっています。

※C：赴任旅費に係る移転料の実費支給（令和2年3月規程改正）に伴い、支出が増となっています。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/kesanhokoku.html



10. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	1,488	流動負債	1,110
現金・預金等(*1)	1,034	未払金・預り金等	691
引当金見返	419	引当金	419
その他	34	固定負債	5,165
固定資産	11,271	資産見返負債	435
有形固定資産	6,840	引当金	4,421
引当金見返	4,421	その他	309
その他	10		
		負債合計	6,275
		純資産の部(*2)	金額
		資本金	10,110
		政府出資金	10,110
		資本剰余金	Δ4,004
		利益剰余金	377
		純資産合計	6,483
資産合計	12,758	負債純資産合計	12,758

(注) 1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。以下、他の財務諸表についても同様です。

2. 財務諸表内の(*)は、各科目・項目の対応関係を示しています。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	6,561
経常費用(*3)	6,561
臨時損失(*4)	0
その他行政コスト(*5)	170
行政コスト合計	6,732

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（＊３）	6,561
調査指導業務費	5,546
人件費	4,644
減価償却費	102
その他	800
一般管理費	1,015
人件費	808
減価償却費	19
その他	188
財務費用	-
経常収益	6,929
運営費交付金収益	5,912
事業収益等自己収入	41
その他	976
臨時損失（＊４）	0
臨時利益	2
前事業年度繰越積立金取崩額	1
当期総利益（＊６）	370

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	純資産合計
当期首残高	10,110	Δ 3,868	115	6,357
当期変動額				
固定資産の取得	-	35	-	35
その他行政コスト（＊５）	-	Δ 170	-	Δ 170
国庫納付金の納付	-	-	Δ 108	Δ 108
当期総利益（＊６）	-	-	370	370
当期末残高（＊２）	10,110	Δ 4,004	377	6,483

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	207
人件費支出	Δ 5,600
運営費交付金収入	6,873
事業収益等自己収入	41
その他収入・支出	Δ 1,107
投資活動によるキャッシュ・フロー	Δ 87
資金増加額（又は減少額）	121
資金期首残高	913
資金期末残高（＊ 7）	1,034

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（＊ 7）	1,034
定期預金	-
現金及び預金（＊ 1）	1,034

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22.jyou/zaimusyohyou.html



11. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報

（１）貸借対照表

当事業年度末の資産合計は12,758百万円と、前年度末比22百万円増（前期は12,737百万円）となっています。これは、現金及び預金が121百万円増（13.2%増）したこと、未収金が33百万円増（前期は94千円）となったこと、減価償却等により有形固定資産が137百万円減（2.0%減）となったことが主な要因です。

負債合計は6,275百万円と、前年度末比104百万円減（前期は6,379百万円）となっています。これは、退職金等の未払金が104百万円減（13.6%減）となったことが主な要因です。

純資産合計は、6,483百万円であり、資本金（政府出資金）10,110百万円、資本剰余金△4,004百万円、利益剰余金は377百万円となります。

（２）行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、6,732百万円となり、そのうち損益計算書上の費用は、6,561百万円、その他行政コストは170百万円となっています。

（３）損益計算書

経常費用は6,561百万円と、前年度比205百万円減（3.0%減）となっています。これは、人事院勧告を踏まえた給与規程の改正、賞与引当金繰入の計上額及び支給対象人員の減により人件費が前年度比77百万円減（1.4%減）となったこと、外部委託費が前年度比45百万円減（30.8%減）及び新型コロナウイルス感染防止対策の影響により旅費交通費が前年度比44百万円減（40.9%減）並びに消耗品費が34百万円減（13.2%減）となったことが主な要因です。

当期総利益は370百万円と、前年度比256百万円増（前期は115百万円）となっています。これは、運営費交付金収益等の経常収益が前年度比52百万円増加したのに対し、経常費用が前年度比205百万円減少したことが主な要因です。

（４）純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、当期総利益370百万円を計上した結果、6,483百万円となりました。

（５）キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは207百万円と、前年度比125百万円減（前期は333百万円）となっています。これは、人件費支出が前年度比138百万円増（2.5%増）となっていること、国庫納付金の支払額が前年度比55百万円増（102.5%増）となっていること、その他の業務支出が前年度比197百万円減（16.5%減）となっていること及び運営費交付金収入が前年度比124百万円減（1.8%減）となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは△87百万円（前期は△124百万円）となっています。これは、有形固定資産の取得による支出が36百万円減（28.7%減）となったことが主な要因です。

12. 内部統制の運用に関する情報

FAMICは、理事長及び理事の職務の執行が、通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備・運用に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその運用状況は次のとおりです。

（１）内部統制に関する事項（業務方法書第93条、第95条、第97条）

FAMICは、理事長の意思決定を補佐するため設置する役員会において、内部統制に関する重要事項を審議するとともに、内部統制の推進等を目的として内部統制委員会を設置しています。

令和２年度は、内部統制委員会を２回開催し、リスク管理委員会に対してリスク管理表の修正を指示する等、内部統制の推進を図りました。

（２）リスク評価と対応に関する事項（業務方法書第98条）

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置しています。

令和２年度は、リスク管理委員会を４回開催し、各業務で識別、評価したリスクについて、対応方針を決定してリスクを管理しました。

（３）監事監査に関する事項（業務方法書第101条）

FAMICは、通則法第19条第４項の規定に基づき、監事による法人の業務に対する監査が適切に実施されるよう、監事監査の実効性を確保するための体制を整備しています。

令和２年度は、監事補佐として、業務監査室の職員２名を指名し、監事監査の体制整備を進めるとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び独立行政法人・特殊法人等監事連絡会等（※）に係る事務を行いました。

※ 独立行政法人、特殊法人等の監事等が持つ監査機能を充実し、業務運営の適正化・効率化に資するために、独立行政法人等の監事等により構成された団体で、総務省と連携を図りながら会員相互の連絡協議及び調査研究等を行っています。

（４）内部監査に関する事項（業務方法書第102条）

理事長は、FAMICの業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、業務監査室職員に命じて内部監査を実施させ、その結果及び改善措置状況を報告させています。

なお、令和２年度の内部監査では、軽微な不適合１件が検出されました。

（５）入札・契約に関する事項（業務方法書第104条）

入札・契約の透明性を担保し、調達等の合理化における自律的かつ継続的な取組に関する点検を行うため、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会を設置しています。

令和２年度は、契約監視委員会を２回開催し、入札及び契約の妥当性等について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会の審議概要をホームページで公表しました。

（６）予算の適正な配分に関する事項（業務方法書第105条）

運営費交付金を原資とする予算を適正に配分するための体制を整備し、その評価結果をFAMIC内部の予算配分等に反映する仕組みを設けています。

令和２年度は、役員会で３ヶ月毎に予算の執行状況を確認し、予算執行状況を踏まえた予算の再配分を行いました。

13. 法人の基本情報

（１）沿革

（旧農林水産消費技術センター関係）

平成３年４月	農林水産省農林規格検査所から 農林水産省農林水産消費技術センターに改組
平成13年４月	独立行政法人農林水産消費技術センターとして設立

（旧肥飼料検査所関係）

昭和38年１月	農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して 農林省肥飼料検査所となる
平成13年４月	独立行政法人肥飼料検査所として設立

（旧農薬検査所関係）

昭和22年６月	農林省農薬検査所設置
平成13年４月	独立行政法人農薬検査所として設立

平成19年４月	上記３法人を統合して 独立行政法人農林水産消費安全技術センターとして設立
平成27年４月	行政執行法人となる

（２）設立に係る根拠法

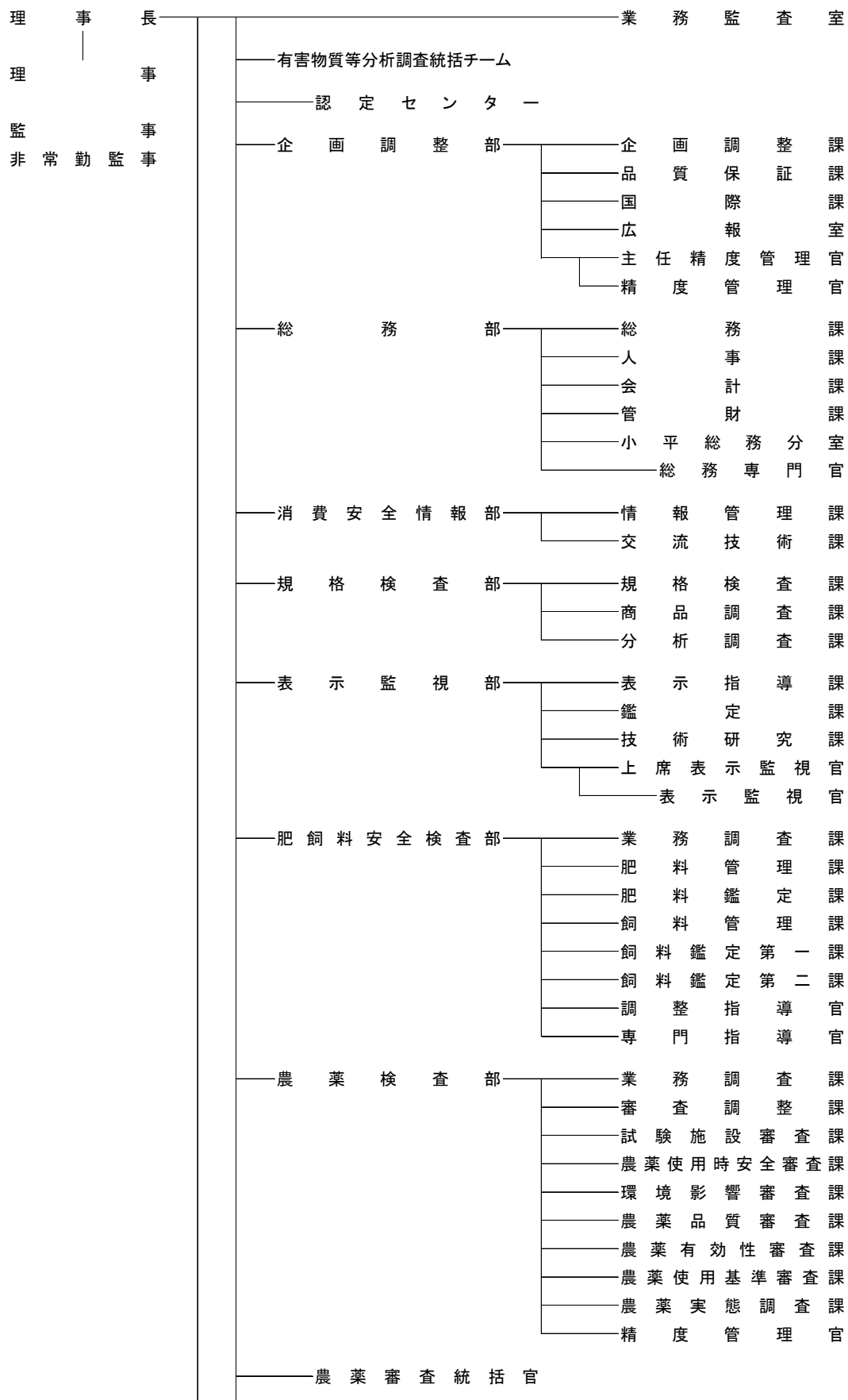
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

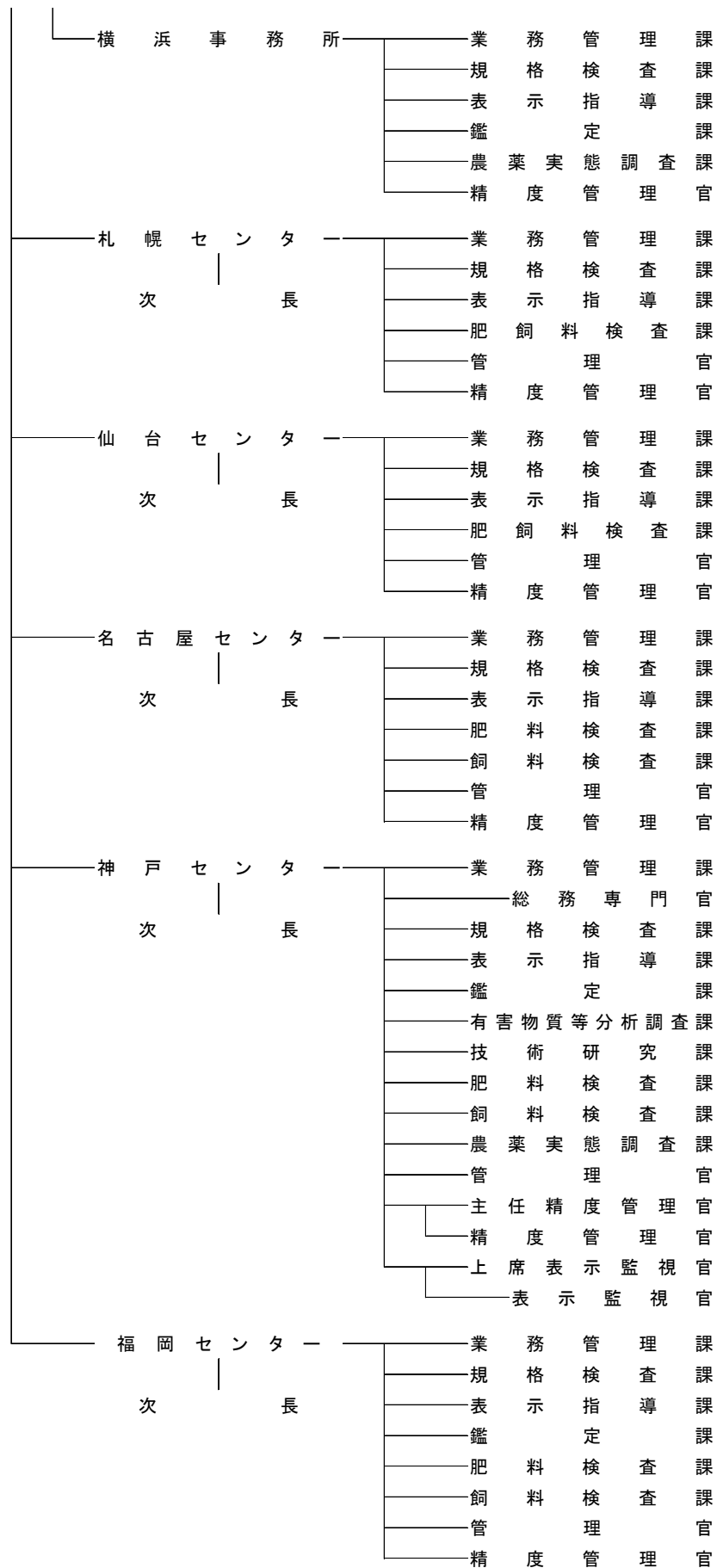
（３）主務大臣（主務省所管課）

農林水産大臣（農林水産省消費・安全局総務課）

(4) 組織図

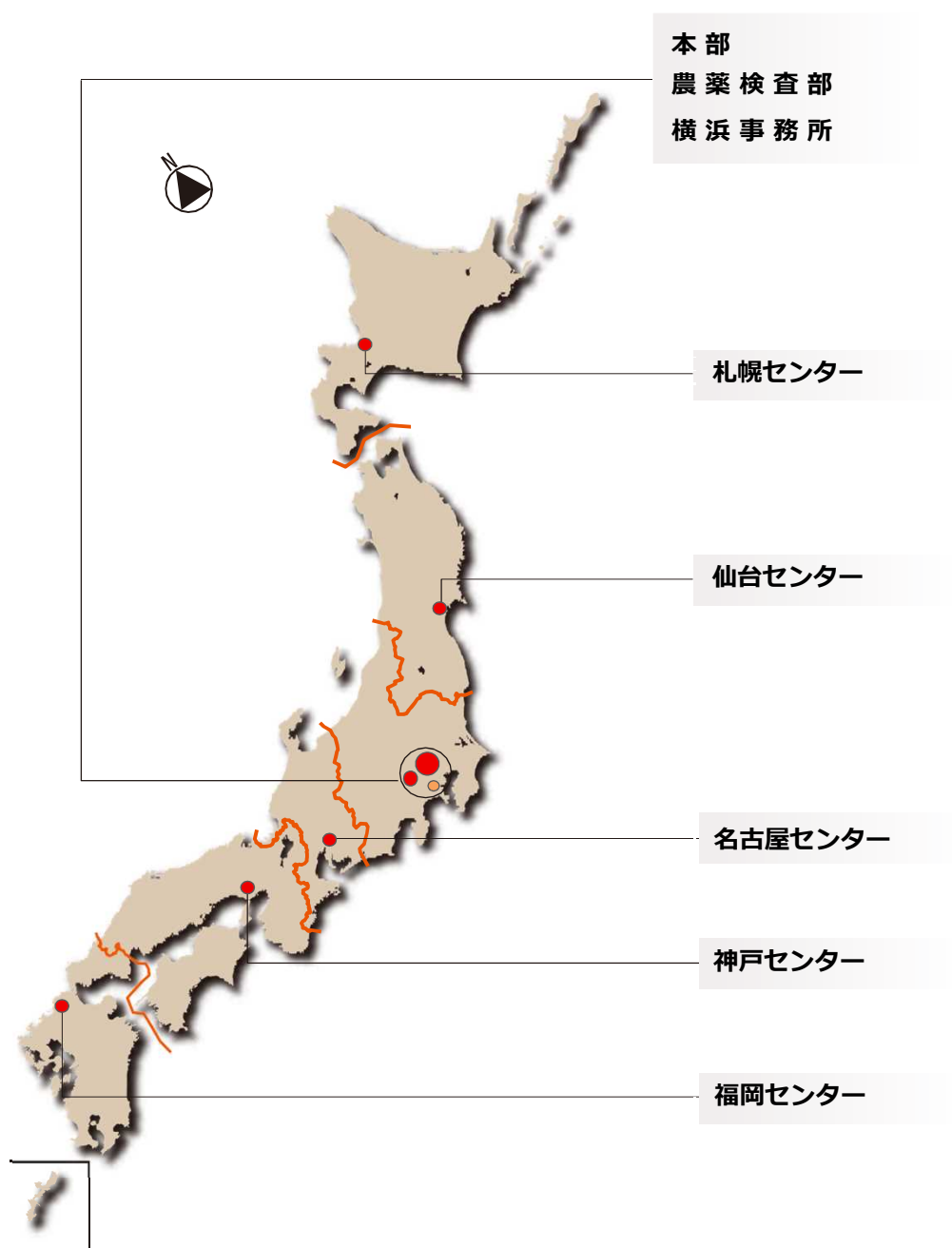
令和3年3月31日現在





（５）事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本 部	： さいたま市中央区新都心 2－1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部	： 東京都小平市鈴木町 2－772
横浜事務所	： 横浜市中区北仲通 5－57 横浜第 2 合同庁舎
札幌センター	： 札幌市北区北10条西 4－1－13 道新北ビル ： 札幌市中央区大通西10－4－1 札幌第 2 合同庁舎
仙台センター	： 仙台市宮城野区五輪 1－3－15 仙台第 3 合同庁舎
名古屋センター	： 名古屋市中区三の丸 1－2－2 名古屋農林総合庁舎 2 号館
神戸センター	： 神戸市中央区港島南町 1－3－7
福岡センター	： 福岡市東区千早 3－11－15



(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

特定の関連会社及び関連公益法人は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産	8,604	8,144	7,929	12,737	12,758
負債	1,400	1,387	1,456	6,379	6,275
純資産	7,204	6,758	6,474	6,357	6,483
行政コスト	-	-	-	12,003	6,732
経常費用	6,552	6,564	6,684	6,766	6,561
経常収益	6,820	6,671	6,737	6,877	6,929
当期総利益	282	110	54	115	370

(注) 行政コストは、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成30年9月3日改訂)に伴い、令和元年度から計算しております。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 別	金額
収入	
運営費交付金	6,761
施設整備費補助金	41
受託収入	0
諸収入	45
前年度よりの繰越金	-
計	6,848
支出	
業務経費	758
施設整備費	41
受託経費	0
一般管理費	527
人件費	5,520
計	6,848

② 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金額
費用の部	7,678
経常費用	7,678
人件費	5,520
業務費	667
受託経費	0
一般管理費	516
減価償却費	143
賞与引当金繰入	425
退職給付費用	405
財務費用	－
臨時損失	－
収益の部	7,676
運営費交付金収益	6,658
受託収入	0
諸収入	45
資産見返運営費交付金戻入	143
資産見返物品受贈額戻入	0
賞与引当金見返に係る収益	425
退職給付引当金見返に係る収益	405
臨時利益	－
純利益	Δ 2
前年度繰越積立金取崩額	2
総利益	－

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	6,848
業務活動による支出	6,703
投資活動による支出	145
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	-
資金収入	6,848
業務活動による収入	6,807
運営費交付金による収入	6,761
受託収入	0
その他の収入	45
投資活動による収入	41
施設整備費補助金による収入	41
その他の収入	-
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	-

詳細につきましては、令和3年度事業計画をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html



14. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	： 現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限預金を除くもの
引当金見返（流動資産）	： 運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う流動資産で、賞与引当金見返が該当
有形固定資産	： 土地、建物、機械及び装置、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
その他（固定資産）	： 有形固定資産以外の長期資産で、特許権など具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当
引当金見返（投資その他の資産）	： 運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う投資その他の資産で、退職給付引当金見返が該当
未払金・預り金	： 一年以内に対価の支払をすべき債務
引当金（流動負債）	： 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金が該当
資産見返負債	： 事業計画の想定範囲内で、運営費交付金により償却資産を取得した場合に計上される負債
引当金（固定負債）	： 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
その他（固定負債）	： 資産除去債務等
資本金	： 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	： 国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	： 独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	： 損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	： 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	： 独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

調査指導業務費	:	独立行政法人の業務に要した費用
一般管理費	:	事務所の賃借料、減価償却費など、独立行政法人の管理に要した費用
人件費	:	給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
財務費用	:	利息の支払に要する経費
運営費交付金収益	:	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益等自己収入	:	手数料収入、受託収入などの収益
臨時損益	:	固定資産の売却損益等が該当

④ 純資産変動計算書

当期末残高	:	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	---	-----------------------

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	:	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	:	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出や施設整備費補助金の交付による収入が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

FAMICは、ホームページ等を通じて、農業生産資材及び食品の安全性、JAS、食品表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果等、FAMICの業務に関する情報を提供しています。

① ホームページ

ホームページでは、FAMICが行う業務内容・公表事項、農業生産資材や食品等に関する情報等を、科学的知見から分かりやすくタイムリーに提供しています。

<http://www.famic.go.jp/>



The screenshot shows the FAMIC homepage with the following elements:

- Header:** FAMIC logo, name in Japanese and English, navigation links (Home, About, Help, Site Map, English), and a search bar.
- Navigation Tabs:** 肥料・土壌改良資材, 農業, 飼料, ペットフード, 食品表示・JAS等.
- Sidebar Menu:**
 - 農林水産消費安全技術センターについて
 - 公表事項
 - 調達情報
 - 採用情報・インターンシップ
 - 広報・資料等
 - 施設見学・一般公開
 - 行事・講習会等
 - ISO・Codex・国際協力関連情報
 - OIE Collaborating Centre
 - メールマガジン
 - 本部・地域センター
 - Q&A
 - リンク集
- Main Content Area:**
 - HOME:** Introduction text about FAMIC's mission to ensure food safety through scientific methods.
 - 新着情報 (Latest Information):** A table listing recent updates categorized by date and topic (e.g., Pet Food, Fertilizers, etc.).
 - 更新情報 (Update Information):** A section for more updates.
 - 行事・講習会情報 (Events and Seminars Information):** A section for upcoming events.
- Footer:**
 - 広報誌: 大きな目小さな目 (2021年新年号 No.63)
 - お問い合わせはこちら
 - このページのTOPに戻る

② 広報誌「大きな目小さな目」

広報誌では、農業生産資材や食品に関する科学的な知識やFAMICの関係業務の情報、食品等のQ&A等を、年4回定期的に発行しています。広報誌は、ホームページでも公表しています。

http://www.famic.go.jp/public_relations_magazine/kouhoushi/index.html



③ メールマガジン

メールマガジンでは、FAMICホームページの最新情報、行事・講習会の情報のほか、各府庁省の報道発表資料、その時々話題等の情報を掲載し、月3回以上配信しています。

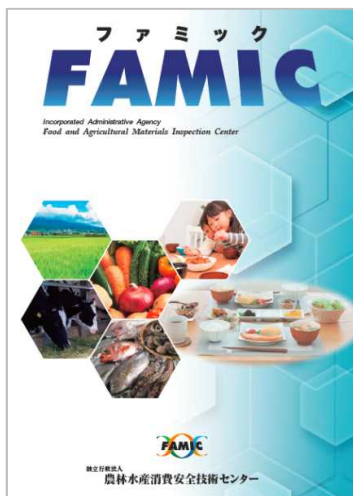
http://www.famic.go.jp/mail_magazine/stand.html



メールマガジンの配信をご希望される方は下のQRコードを読み込み、登録をしてください。



④ パンフレット等



パンフレット

<http://www.famic.go.jp/information/pamphlet/index.html>



環境報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/kankyo_report/index.html



業務実績レポート

http://www.famic.go.jp/public_information/sonota/report.html





肥料研究報告

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub10.html>



農薬調査研究報告

https://www.acis.famic.go.jp/acis/chouken/chouken/chouken_index.htm



飼料研究報告

<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub12.html>



食品関係等調査研究報告

http://www.famic.go.jp/technical_information/investigation_research_report/index.html



独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
FAMIC(ファミック)
<http://www.famic.go.jp/>

